

平成30年7月

平成29年 政策評価書

～三重県警察運営の重点目標の推進結果等～



ミーポくん

三重県警察本部

目 次

平成29年三重県警察運営の重点目標

執行の重点に対する推進事項【評価項目】

警察署別刑法犯認知件数【平成29年】、刑法犯認知件数等の推移【三重県】

警察署別交通人身事故件数【平成29年】、交通人身事故件数等の推移【三重県】

重点1	総合的な犯罪抑止対策の推進（生活安全部）	1
1	地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進（生企）	2
2	県民の安心感を高める街頭活動の強化（地域）	3
3	重層的な防犯ネットワークの整備・活用促進と事案の緊急性・危険性等を踏まえた適時適切な情報提供の推進（生企）	4
4	新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進（生企）	6
5	高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺を始めとする犯罪被害防止対策の推進（生企）	8
6	犯罪抑止インフラの整備等による犯罪の起きにくいまちづくりの推進（生企）	10
重点2	検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進（刑事部）	11
1	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上（刑企）	12
2	政治・行政・経済の構造的不正の追及（捜二）	14
3	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化（捜二）	15
4	捜査への科学技術の活用（刑企）	17
5	被疑者取調べの適正化（刑企）	19
6	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化（組対）	21
7	国際組織犯罪対策の強化（組対）	23
8	県民生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化（生環）	25
9	初動警察における事態対処能力の強化（通指）	27
重点3	交通死亡事故等抑止対策の推進（交通部）	29
1	交通安全教育・広報啓発活動の推進（交企）	30
2	交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進（交指）	32
3	高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進（運免）	34
4	安全で快適な交通環境の整備（交規）	36
重点4	子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進（生活安全部）	38
1	ストーカー・配偶者暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対する迅速・的確かつ総合的な対応（人対）	40
2	性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的活動の推進（人対）	41
3	関係機関・団体等と連携した通学路等の安全確保の推進（生企）	42
4	児童虐待への対応における取組の強化（少年）	44
5	集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査の推進（少年）	46
6	街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進（少年）	47
7	悪質性の高い福祉犯の取締りの強化と少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進（少年）	49
8	学校におけるいじめ問題への的確な対応（少年）	51

重点5	テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進（警備部）	52
1	「テロ対策パートナーシップ」を始めとする官民一体となったテロ対策の推進（備企）	53
2	多様化する脅威に対応した情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底（備一）	55
3	情勢に応じた的確な警戒警備の徹底（警衛）	56
4	危機管理体制の確立及び対処能力の向上と緊急事態における迅速・的確な対処（備二）	57
重点6	サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進（生活安全部）	59
1	サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上（サ対）	60
2	サイバー空間の脅威に対する官民一体となった総合的な取組の推進（サ対）	61
3	高度な情報技術を利用する犯罪に対する戦略的な捜査と被害拡大防止対策の推進（サ対）	62
4	サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化（サ対）	63
5	コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進（サ対）	64
6	サイバー空間上の違法・有害情報対策の推進（サ対）	65
重点7	犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応（警務部）	66
1	早期援助団体等との連携による犯罪被害者等のニーズに応じた適正な支援（広聴）	67
2	被害被害者等支援に対する県民の理解と協力の確保（広聴）	68
3	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する対応の強化（広聴）	69
4	生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談等への迅速・確実な組織対応（広聴）	70

平成 29 年三重県警察運営の重点目標

執務の基本方針

「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現
～ 強く・正しく・温かく ～

刑法犯の認知件数が平成以降最少を記録するなど、三重県内の犯罪情勢には一定の改善が見られる。しかし、県民に強い不安を与える重要犯罪・重要窃盗犯、子供・女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないことに加え、ストーカー・配偶者暴力事案や特殊詐欺の被害が増加傾向にあるなど、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況である。

このほか、指定暴力団六代目山口組の分裂に伴う対立抗争、サイバー空間の脅威の深刻化、厳しい国際テロ情勢等、治安を巡る情勢は厳しく、県民の不安を解消するには至っていない。

また、交通情勢については、交通事故死者数が大幅に増加するとともに、飲酒運転等悪質・危険な違反を伴う交通事故が後を絶たないなど、憂慮すべき状況である。

こうした情勢の中、県民の安全・安心を確保していくためには、ひとり警察のみならず、県民、地域社会との連携・協働により、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいく必要があることは何ら変わらず、平成 28 年の基本方針「「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現」を継続する。

執行の重点

総合的な犯罪抑止対策の推進

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進

交通死亡事故等抑止対策の推進

子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

執行の重点に対する推進事項

総合的な犯罪抑止対策の推進

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、侵入窃盗や特殊詐欺等の被害が後を絶たず、県民の体感治安に大きな影響を及ぼしているほか、社会構造等の変化により警察を取り巻く環境が複雑化し、県民の警察に対する要望も多様化していることから、県民の安全・安心の確保に向け、日々変化する犯罪の発生状況と県民の要望を踏まえながら、地域住民等と連携・協働した取組をより一層推進し、治安上の脅威に対して耐性のある地域社会を構築する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
- (2) 県民の安心感を高める街頭活動の強化
- (3) 重層的な防犯ネットワークの整備・活用促進と事案の緊急性・危険性等を踏まえた適時適切な情報提供の推進
- (4) 新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進
- (5) 高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺を始めとする犯罪被害防止対策の推進
- (6) 犯罪抑止インフラの整備等による犯罪の起きにくいまちづくりの推進

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進

捜査を取り巻く環境が大きく変化する中、県民に強い不安を与える重要犯罪や県民の身近で発生する重要窃盗犯の早期かつ徹底した検挙、特殊詐欺の撲滅に向けた検挙と抑止両面の対策、新時代の刑事司法制度への対応など、犯罪捜査の的確な推進が求められている。また、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化への懸念、暴力団や外国人犯罪グループが組織的に敢行する薬物・銃器犯罪など、組織犯罪情勢は依然として厳しい状況にある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- (2) 政治・行政・経済の構造的不正の追及
- (3) 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- (4) 捜査への科学技術の活用
- (5) 被疑者取調べの適正化
- (6) 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- (7) 国際組織犯罪対策の強化
- (8) 県民生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化
- (9) 初動警察における事態対処能力の強化

交通死亡事故等抑止対策の推進

人身事故は年々減少傾向にあるものの、依然として高齢死者の割合が高水準で推移しており、また、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないなど厳しい交通情勢にある中、第10次三重県交通安全計画（平成28年度から平成32年度）に掲げる抑止目標を達成するため、人身事故の減少傾向を定着させるための取組の強化が求められている。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を推進する。

- (1) 交通安全教育・広報啓発活動の推進
- (2) 交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進
- (3) 高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進
- (4) 安全で快適な交通環境の整備

子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進

生命・身体に深刻な被害を及ぼすおそれのあるストーカー・配偶者暴力事案や、子供・女性が被害に遭う性犯罪や声掛け等の前兆事案の発生が、県民に強い不安を与えていることから、これらの被害から子供や女性を守るための取組を推進する必要がある。また、非行少年の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、刑法犯少年の再犯者率は高水準で推移しているほか、児童ポルノを始めとする少年の福祉を害する犯罪や児童虐待等、少年が被害者となる事案も後を絶たないなど、少年を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり、少年の非行防止及び保護の両面において総合的な対策を推進する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) ストーカー・配偶者暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対する迅速・的確かつ総合的な対応
- (2) 性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的活動の推進
- (3) 関係機関・団体等と連携した通学路等の安全確保の推進
- (4) 児童虐待への対応における取組の強化
- (5) 集団的不良交友関係を視野に入れた少年事件捜査の推進
- (6) 街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進
- (7) 悪質性の高い福祉犯の取締りの強化と少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進
- (8) 学校におけるいじめ問題への的確な対応

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進

厳しい国際テロ情勢や伊勢志摩サミット開催で国際的な知名度が向上したことなどを踏まえ、テロ等違法行為の未然防止に向けた各種警備諸対策を推進する必要がある。また、南海トラフ地震を始めとする大規模災害等の緊急事態に備えた取組が求められている。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 「テロ対策パートナーシップ」を始めとする官民一体となったテロ対策の推進
- (2) 多様化する脅威に対応した情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底
- (3) 情勢に応じた的確な警戒警備の徹底
- (4) 危機管理体制の確立及び対処能力の向上と緊急事態における迅速・的確な対処

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

インターネットが県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は県民の日常生活の一部となっている。こうした中、全国的にインターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪が多発しているほか、重要インフラ事業者等の基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威は一層深刻化している。このような情勢を踏まえ、次の諸施策を重点的に推進する。

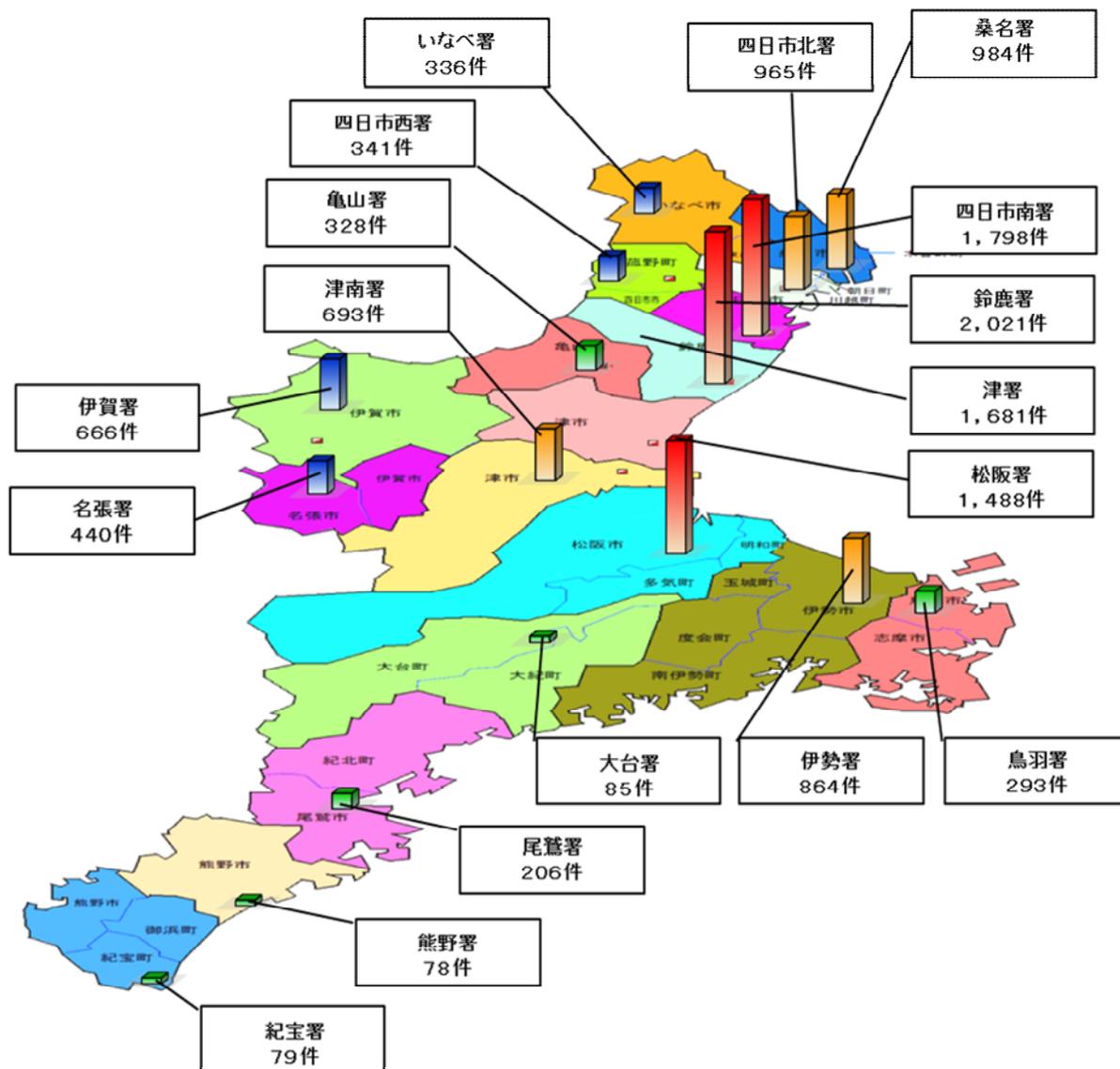
- (1) サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上
- (2) サイバー空間の脅威に対する官民一体となった総合的な取組の推進
- (3) 高度な情報技術を利用する犯罪に対する戦略的な捜査と被害拡大防止対策の推進
- (4) サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化
- (5) コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進
- (6) サイバー空間上の違法・有害情報対策の推進

犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

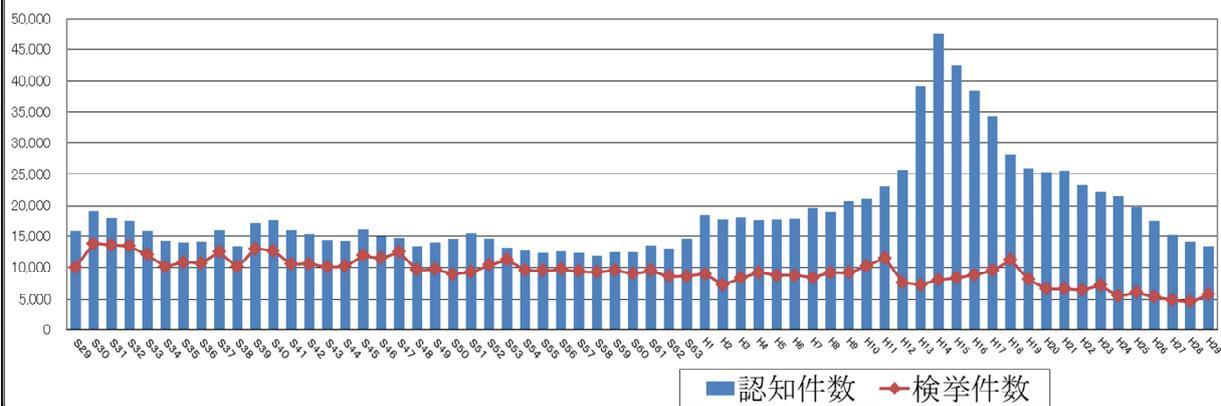
犯罪被害者及びその遺族又は家族の多くは、犯罪によって直接的な被害だけでなく、様々な二次被害を受けている。また、警察に寄せられる要望・相談等は複雑、多岐にわたり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれの大きいものも含まれる。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 早期援助団体等との連携による犯罪被害者等のニーズに応じた適正な支援
- (2) 犯罪被害者等支援に対する県民の理解と協力の確保
- (3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する対応の強化
- (4) 生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談等への迅速・確実な組織対応

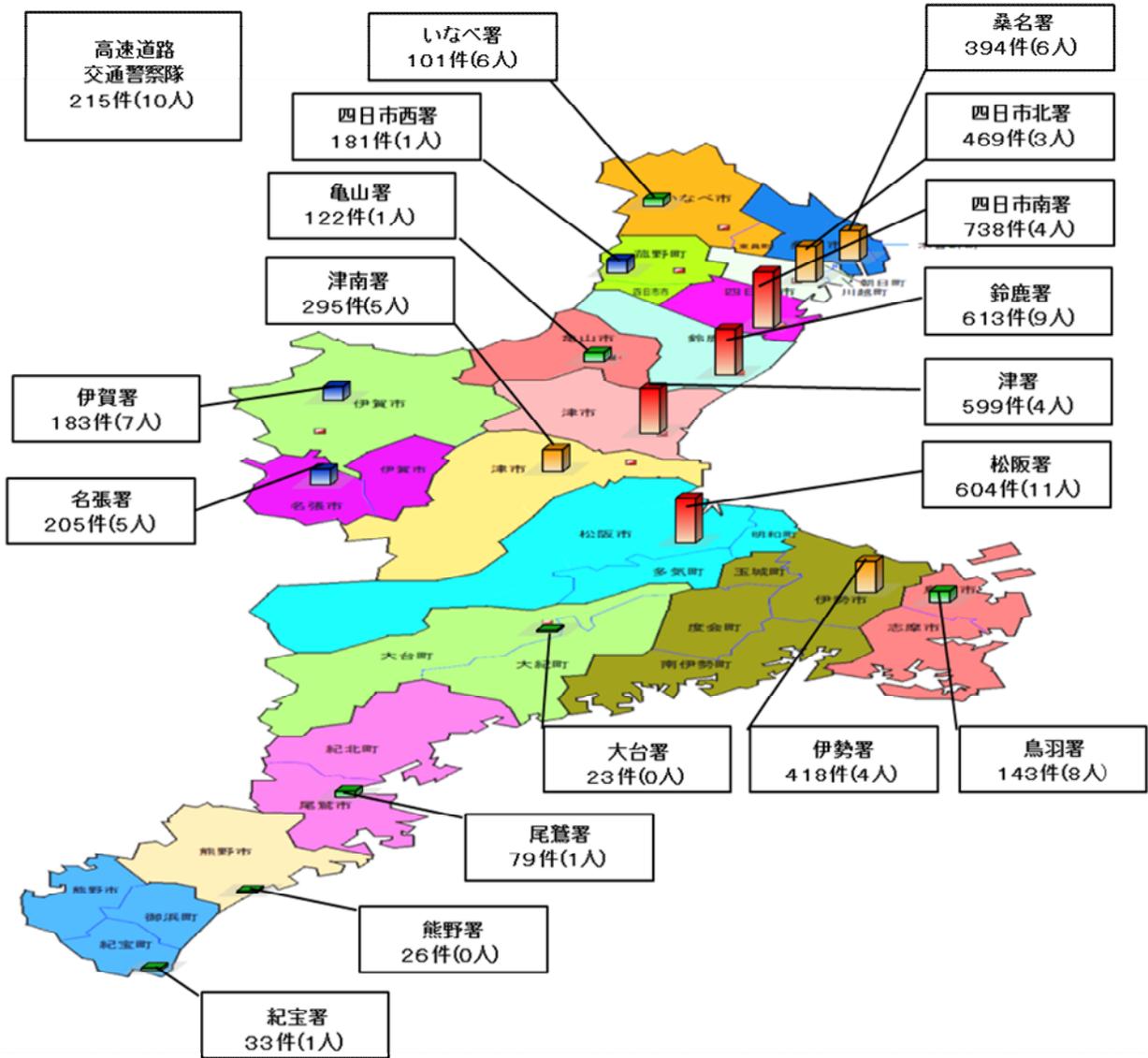
警察署別刑法犯認知件数【平成29年】



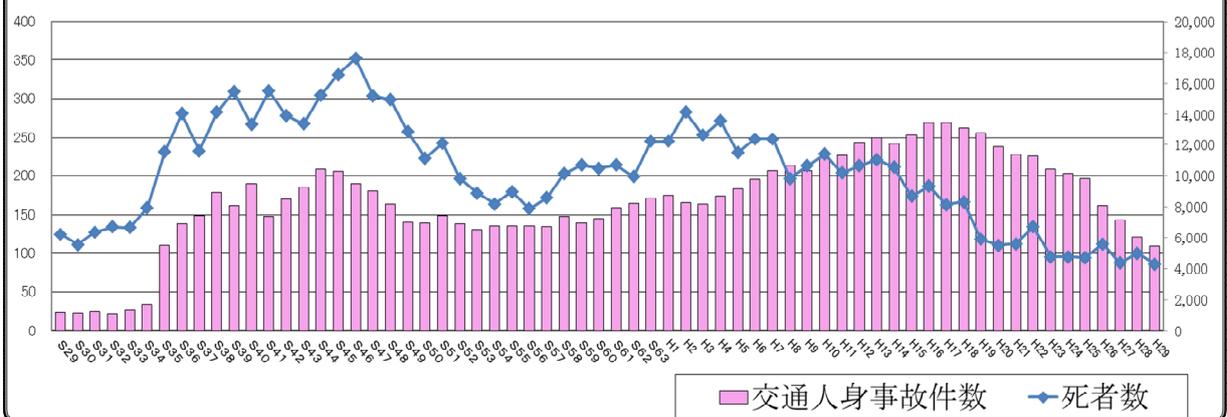
刑法犯認知件数等の推移【三重県】



警察署別交通人身事故件数【平成29年】



交通人身事故件数等の推移【三重県】



執行の 重点 1

総合的な犯罪抑止対策の推進

【主担当：生活安全部】

目的（対象、意図）

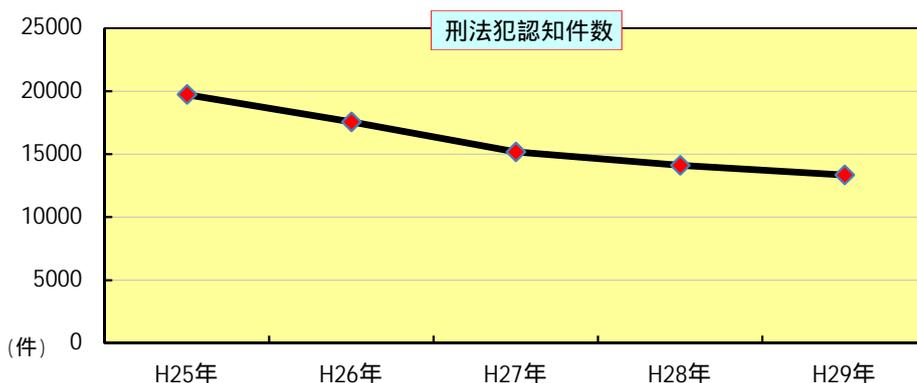
県民の安全安心の確保に向け、日々変化する犯罪の発生状況と県民の要望を踏まえながら、地域住民等と連携・協働した取組をより一層推進し、治安上の脅威に対して耐性のある地域社会を構築する。

指標

刑法犯認知件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
目標値	21,300件	21,000件	21,000件	15,178件未満	15,178件未満
実績値	19,726件	17,550件	15,178件	14,112件	13,346件
比率	92.6%	83.6%	72.3%	93.0%	87.9%

（注）「比率」は、目標値を100とした場合における実績値の割合を示す。



平成29年（度）の取組概要と成果、残された課題

- 地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止活動に取り組んだ結果、平成29年中の刑法犯認知件数は、平成以降最少を記録した。
また、新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援を推進したほか、深刻化する特殊詐欺の被害に対して、県民等への注意喚起や、金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策、自動通話録音警告機貸与事業による被害に遭わないための環境整備の促進に取り組んだ。
- 一方で、車上ねらいの連続発生や電子マネーを悪用した特殊詐欺の多発など、身近で発生する犯罪が県民に不安感を生じさせていることから、引き続き、地域住民等と連携・協働した犯罪抑止対策を推進する。

**推進事項
(1)**

**地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
【主担当：生活安全部生活安全企画課】**

平成29年（度）の取組概要と成果

重点犯罪及び犯罪抑止計画の策定

- ・ 県内の犯罪情勢を勘案し、組織的に抑止対策を行う必要がある犯罪のほか、主に子供や女性を対象とした地域住民が不安を感じる罪種として空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、ひったくり、強制わいせつ、オートバイ盗、自転車盗及び特殊詐欺の10罪種を本部重点犯罪に選定し、本部犯罪抑止計画を策定した。
- ・ 各警察署において、管内の犯罪情勢のほか、各種警察活動を通じて収集した情報を分析し、本部重点犯罪を含む全ての刑法犯の中から、地域住民の安全安心を脅かしている犯罪を署重点犯罪に選定し、署犯罪抑止計画を策定した。
- ・ 地域住民の安全安心の確保の観点から最大の効果が上げられるよう、本部及び署犯罪抑止計画に基づく推進状況等について半期ごとに検証を行い、社会情勢の変化等を踏まえた不断の見直しに努めた。

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

- ・ 本部及び警察署犯罪抑止計画に基づき、犯罪発生時における組織的な捜査活動を始め、犯罪多発地域・時間帯におけるパトロールの強化、各種機会・広報媒体を効果的に活用した地域住民への情報提供、関係機関・団体等と連携・協働した広報啓発活動等を推進した結果、平成29年中の刑法犯認知件数は、平成以降最少の13,346件となった。

平成30年（度）の取組方向

重点犯罪及び犯罪抑止計画の策定

- ・ 空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、強制わいせつ、オートバイ盗、自転車盗、万引き及び特殊詐欺の10罪種を平成30年の本部重点犯罪に選定し、本部犯罪抑止計画に基づく効果的な犯罪抑止対策を推進する。
平成29年本部重点犯罪からの変更点
発生件数が少ない「ひったくり」を削除し、総量抑制のため「万引き」を追加
- ・ 本部重点犯罪を含む全ての刑法犯の中から、管内の犯罪情勢に応じて平成30年の署重点犯罪を選定し、署犯罪抑止計画に基づく効果的な犯罪抑止対策を推進する。

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

- ・ 本部及び警察署犯罪抑止計画に基づき、犯罪発生時における組織的な捜査活動を推進するほか、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置いた街頭活動の強化、防犯情報等の適時適切な提供、関係機関・団体等と連携・協働した活動など、県民の安全安心の確保に向け、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進する。
- ・ 犯罪発生状況を詳細かつ多角的に分析するとともに、実施した対策の効果を検証し、真に効果のある抑止対策を推進する。

推進事項
(2)

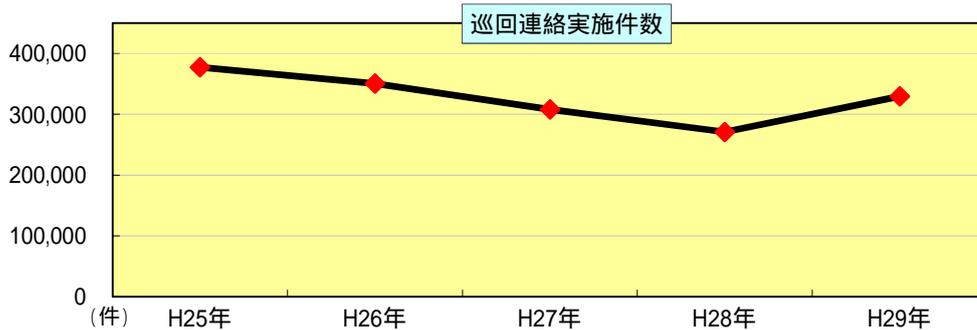
県民の安心感を高める街頭活動の強化

【主担当:地域部地域課】

指標

巡回連絡実施件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
実施件数	377,308件	350,536件	307,956件	270,901件	329,618件



平成29年(度)の取組概要と成果

職務質問による犯罪の抑止・検挙の向上

- 各署に配置した職務質問技能指導員による実践的な指導、制服警察官による警らや積極的な職務質問等の街頭活動の強化により、強盗等の重要犯罪を敢行するツールとなる乗り物盗を始めとした各種犯罪の抑止・検挙を図った。

地域の犯罪情勢、地域住民のニーズ等に即した街頭活動の強化

- 巡回連絡の強化(実施件数329,618件、前年比+58,717件)、交番・駐在所連絡協議会の開催(開催回数440回、前年比+53回)や自治会等の会合への積極的な参加などにより、住民のニーズを的確に把握し、地域の実態に基づいた街頭活動を推進した。
- 犯罪の多発する時間帯、地域に重点を置いたパトロールなど、顕示性の高い街頭活動の強化を図った。

執行隊の的確な運用

- 事件・事故等の多発地域において、自動車警ら隊及び鉄道警察隊による重点的な警戒警らを実施するなど、地域住民の安全と安心の醸成を図った。
- 警察用航空機や警察用船舶を効果的に活用して、山岳事故及び水難事故の被救助者の発見・救助を行うなど、執行隊の的確な運用を図った。

平成30年(度)の取組方向

職務質問による犯罪の抑止・検挙の向上

- 職務質問技能指導員による実践的な指導を強化して、全地域警察官の職務質問技能の向上を図るとともに、積極的な職務質問や所持品検査を行うことにより、犯罪の抑止・検挙に努めるなど、県民の安心感を高める街頭活動を一層強化する。

地域の犯罪情勢、地域住民のニーズ等に即した街頭活動の強化

- 犯罪の多発する時間帯、地域に重点を置いたパトロールなど、地域住民のニーズに即した街頭活動を推進する。
- 徒歩警らや街頭監視など、「制服警察官の姿を見せる活動」を強化するとともに、巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会などで把握した地域の実情や住民のニーズに即した効果的な街頭活動を推進する。

執行隊の的確な運用

- 自動車警ら隊及び鉄道警察隊による被疑者の早期検挙や警察航空隊及び水上警察隊による遭難者等の捜索・救助に努める。

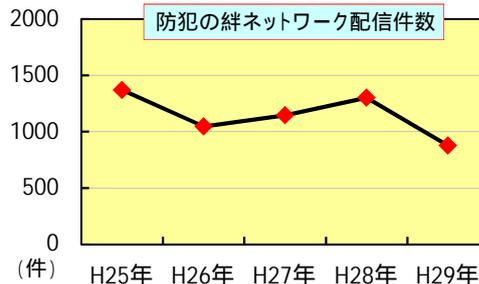
**推進事項
(3)**

**重層的な防犯ネットワークの整備・活用促進と事案の
緊急性・危険性等を踏まえた適時適切な情報提供の推進**
【主担当:生活安全部生活安全企画課】

指標

防犯の絆ネットワーク登録件数、配信件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
登録件数	630件	867件	1,214件	1,401件	1,656件
配信件数	1,371件	1,046件	1,146件	1,302件	876件



平成29年（度）の取組概要と成果

重層的な防犯ネットワークの整備・活用促進

- ・ 地域社会の連帯感や絆の強化を図ることを目的に、知りたい人に知らせたい防犯情報を提供する「防犯の絆ネットワーク」の拡充に継続して取り組み、平成29年12月末現在の登録件数は1,656件となった。

事案の緊急性・危険性等を踏まえた情報提供の推進

- ・ 空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、ひったくり、オートバイ盗及び自転車盗の発生状況や、子供・女性に対する声掛け等の不審者情報を、犯罪情報マップとして県警ウェブサイトに掲載した。
- ・ 「防犯の絆ネットワーク」を通じてオレオレ詐欺や架空請求詐欺のほか、多発している犯罪や不審者による声掛け事案の発生状況などの876件の防犯情報をメール配信したほか、ヤフー株式会社と協定を締結し、「Yahoo!防災速報アプリ」を活用して地域住民の生命、身体及び財産等に危険が及ぶ可能性の高い情報として、特殊詐欺注意喚起情報を60件配信した。
- ・ 警察官をかたるオレオレ詐欺や市役所職員をかたる還付金詐欺等の特殊詐欺の予兆事案が発生した際には、事業者に業務委託した「三重県警察三重の見守りコールセンター」を通じ、捜査の過程で押収した名簿登載者に対する注意喚起を行ったほか、県内の金融機関等に対して、顧客への声掛けの励行による被害防止を呼び掛けた。

平成30年（度）の取組方向

重層的な防犯ネットワークの整備・活用促進

- ・ 県民に対する幅広い情報提供が可能となるよう、情報発信の目的や対象等を明確に認識し、必要とされるべきところに確実に防犯ネットワークが整備されるよう努めるとともに、「防犯の絆ネットワーク」等の既存のネットワークの拡充と活用促進を図る。

事案の緊急性・危険性等を踏まえた情報提供の推進

- ・ 犯罪発生状況や被害防止のための具体的な防犯対策について、マスメディアを通じた情報発信はもとより、メール配信や県警ウェブサイトへの掲載、防災速報アプリの活用など、各種広報媒体による情報提供を推進し、地域住民等による自主的な防犯対策の促進を図る。

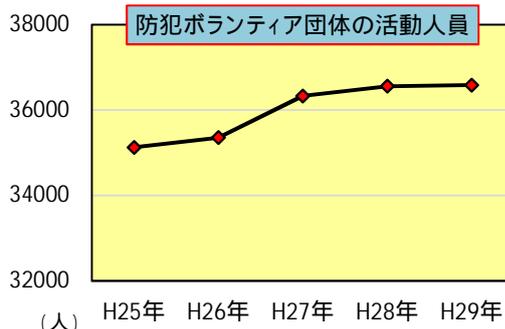
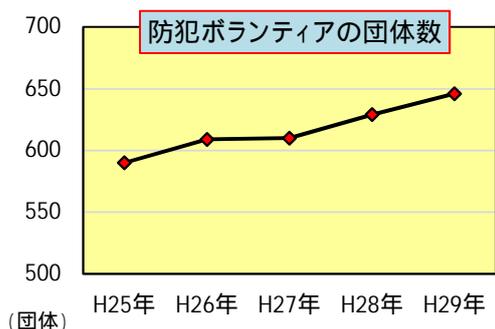
**推進事項
(4)**

新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進
【主担当：生活安全部生活安全企画課】

指標

防犯ボランティアの団体数及び活動人員

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
団体数	590団体	609団体	610団体	629団体	646団体
活動人員	35,128人	35,353人	36,330人	36,559人	36,584人



平成29年（度）の取組概要と成果

新たな防犯ボランティア団体の結成促進

- 防犯ボランティア活動の空白地域の把握に努めるとともに、若い世代や働き盛りの現役世代に対して活動への参加を働き掛けるなどして地域住民等による新たな防犯ボランティア団体の結成を促進した結果、平成29年12月末現在の防犯ボランティア団体数は646団体、活動人員は36,584人となった。

持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進

- 防犯ボランティア活動の活性化に向け、「防犯の絆ネットワーク」等を活用した犯罪情報・防犯情報の提供、合同パトロールの実施など、各種支援を実施した。
- 防犯ボランティア団体の士気高揚や相互交流による活動の活性化を促すとともに、活動内容の周知による新たな参加者層の拡充を図ることを目的に、公益社団法人三重県防犯協会連合会との共催で「防犯ボランティアフォーラムin三重2017」を開催した。



防犯ボランティアフォーラムin三重2017

- 平成29年度防犯ボランティア団体物品支援事業により、防犯ボランティア活動に積極的に取り組み、又は取り組む意欲がある2団体に対して、防犯パトロールジャンパー、腕章などの防犯活動用物品を配布した。



防犯CSR活動(社用車による見守り活動)

企業等による防犯CSR活動の促進

- 企業等が社会貢献の一環として犯罪抑止に取り組む防犯CSR活動について、県内の企業等が取り組みやすいよう、犯罪情報の提供や活動方法に関する助言を行ったほか、県内での活動事例を県警ウェブサイトに掲載し、企業等による自主的な犯罪抑止活動の促進を図った。

- 三重県民共済生活協同組合と連携し、発刊する新聞折込チラシへの特殊詐欺被害防止啓発文の掲載や、小学生児童等を対象とした特別映画上映会における防犯講話など、事業の特性を活かした犯罪抑止対策を推進した。

平成30年（度）の取組方向

新たな防犯ボランティア団体の結成促進

- ・ 防犯ボランティア団体を年間20団体増加させることを目標に、地域住民等に対する働き掛けと支援を行い、新たな防犯ボランティア団体の結成促進を図る。

持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進

- ・ 関係機関・団体等と連携し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・防犯情報の提供等の活動支援を推進する。

企業等による防犯CSR活動の促進

- ・ 防犯CSR活動に係る協定の締結や申入れの受理を始め、犯罪発生状況の提供や活動事例の積極的な広報等を継続的に推進し、企業等による防犯CSR活動の一層の促進を図る。

**推進事項
(5)**

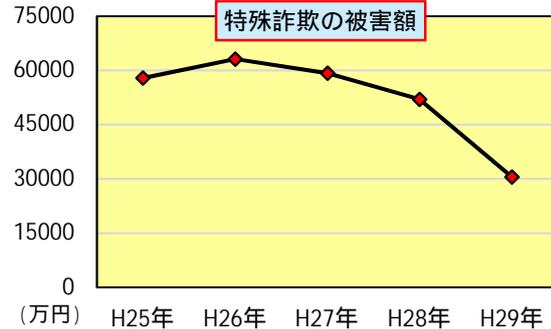
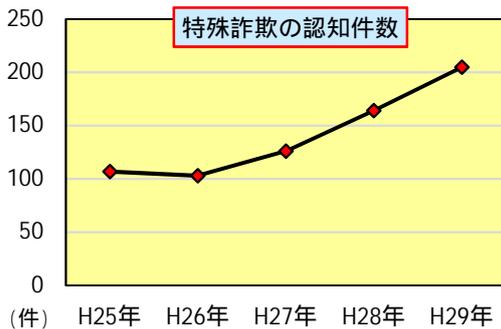
**高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺を始めとする
犯罪被害防止対策の推進**

【主担当:生活安全部生活安全企画課】

指標

特殊詐欺の認知件数、被害額

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
認知件数	107件	103件	126件	164件	205件
被害額	5億7,880万円	6億3,140万円	5億9,280万円	5億1,960万円	3億550万円



平成29年（度）の取組概要と成果

県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発活動の推進

- ・警察官をかたるオレオレ詐欺や市役所職員をかたる還付金詐欺等の特殊詐欺の予兆事案が発生した際には、事業者に業務委託した「三重県警察三重の見守りコールセンター」を通じ、捜査の過程で押収した名簿登載者に対する注意喚起を行ったほか、県内の金融機関等に対して、顧客への声掛けの励行による被害防止を呼び掛けた。
- ・県内の全小学校と連携し、敬老の日を含む連休等を利用して、小学生（約10万人）から祖父母等へ特殊詐欺の被害防止を呼び掛けるメッセージカード「キッズ キズナカード」による注意喚起を行った。
- ・毎月15日の「特殊詐欺撲滅の日」を中心に、関係機関等と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動やA T M周辺における警戒活動等を行った。
- ・テレビ、ラジオ、新聞等を通じ、警察官の番組出演による広報やデータ放送での注意喚起を実施したほか、交番・駐在所の広報紙や自治体広報誌等への防犯記事の掲載、自治体と連携した防災行政無線の活用など、各種広報媒体による広報を実施した。



三重県警察 三重の見守りコールセンター

被害に遭わないための環境整備の推進

- ・平成28年度から特殊詐欺被害の多い津市及び四日市市をモデル地区として実施している自動通話録音警告機の無償貸与事業を継続して実施し、被害防止機器の普及促進を図った。
- ・モデル地区での自動通話録音警告機貸与事業の終了に伴い、設置者からアンケート調査を行った結果、設置者の9割から「不審電話等がなくなった又は減少した」、「被害防止に有効」等の回答が得られるなど、機器の有効性や貸与事業による普及促進の効果が認められた。

金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化

- 金融機関、宅配事業者、コンビニ事業者及びATM設置商業施設の防犯担当者等が参加する「特殊詐欺被害防止対策会議」を開催し、水際対策の強化に向けた協力要請のほか、特殊詐欺の被害状況や未然防止対策等について情報交換を行い、連携強化を図った。
- 金融機関窓口における声掛けや警察への通報を徹底するとともに、窓口職員の負担軽減を図ることを目的に、顧客に呈示して声掛けや通報が警察からの要請であることを端的に伝える声掛け支援ボードを県内の金融機関全店舗に配布した。
- 電子マネー型の架空請求詐欺の被害防止を図るため、コンビニでの電子マネー販売時に、台紙ごと封入して購入客に被害防止を呼び掛ける電子マネー被害防止封筒を県内のコンビニ全店舗に配布した。
- 金融機関等における水際対策の強化を図るため、窓口での対応要領をロールプレイング形式で訓練する声掛け訓練や、各金融機関代表者が集まり、チームごとに声掛け訓練を競技形式で行う声掛け実践塾を実施した。



電子マネー被害防止封筒

平成30年（度）の取組方向

県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発活動の推進

- 特殊詐欺の被害を減少させるため、巧妙化する手口に柔軟に対応し、特殊詐欺撲滅の日を中心とした広報啓発活動や、捜査の過程で入手した名簿登載者への注意喚起など、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発を推進する。

被害に遭わないための環境整備の推進

- 自動通話録音警告機の無償貸与事業を県内全域において実施するとともに、関係機関・団体等と連携し、県民による被害防止機器の自主的な設置や市町による機器の導入に係る予算の増額を働き掛けるなど、被害防止機器の普及促進を図る。

金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化

- 特殊詐欺被害防止対策会議を開催し、具体的な被害防止対策について協議を行うほか、金融機関における声掛け訓練を通じて窓口での声掛け技能の向上を図るなど、金融機関等における水際対策を一層強化する。
- 金融機関職員等の声掛けによる水際阻止事例については、積極的に表彰、広報を行うことで、水際対策に係る士気の高揚を図る。

**推進事項
(6)**

**犯罪抑止インフラの整備等による犯罪の起きにく
いまちづくりの推進**
【主担当:生活安全部生活安全企画課】

平成29年（度）の取組概要と成果

街頭防犯カメラの整備促進

- ・ 経年劣化による故障が予想される街頭緊急警報装置について、桑名駅前地区及び富田・富洲原地区の各1基を街頭防犯カメラに切り替え、平成29年12月1日から運用を開始した。
- ・ 各市町における次年度の予算編成前に、警察署幹部が各市町の首長等に対して、防犯カメラ等の防犯機器の設置・拡充等について働き掛けを実施した結果、平成29年4月に「鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」が制定されたほか、四日市市では、平成29年度中に、防犯カメラの設置に係る補助金制度を活用して、新たに27基の防犯カメラが設置された。



街頭防犯カメラの設置

犯罪に強い防犯建物部品の普及促進

- ・ 公益社団法人三重県防犯協会連合会、NPO法人三重県防犯設備協会等が共同認定する三重県防犯優良アパート認定制度等について、各種広報活動を通じた普及促進に努め、平成29年中、新たに4件が防犯優良アパートに認定され、県内での認定数は15件となった。
- ・ 全国地域安全運動に先立ち開催された「平成29年地域安全・暴力追放三重県民大会」において、NPO法人三重県防犯設備協会と協働し、防犯ガラスやCP錠などの防犯性能の高い建物部品（CP部品）の展示や、住宅侵入犯罪等の被害防止の注意喚起を行い、防犯建物部品の普及促進を図った。

平成30年（度）の取組方向

街頭防犯カメラの整備促進

- ・ 故障率の高い街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切り替えを計画的に実施するほか、市町の首長等に対して、次年度の当初予算編成前に、防犯カメラ等の設置を始め、地域安全関係予算の増額等の働き掛けを継続して実施し、街頭防犯カメラの整備促進を図る。

犯罪に強い防犯建物部品の普及促進

- ・ NPO法人三重県防犯設備協会と連携した広報啓発活動等を行い、防犯性能の高い建物部品や防犯優良アパート認定制度等の普及促進を図る。

執行の 重点2

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進

【主担当：刑事部】

目的（対象、意図）

捜査を取り巻く環境の変化や新時代の刑事司法制度に的確に対応しつつ、県民に強い不安を与える重要犯罪や県民の身近で発生する重要窃盗犯の早期かつ徹底した検挙、特殊詐欺の撲滅に向けた検挙と抑止両面の対策など、的確かつ適正な犯罪捜査を推進する。また、指定暴力団六代目山口組の分裂をめぐる情勢、暴力団や外国人が組織的に敢行する薬物・銃器犯罪など、組織犯罪情勢を踏まえた捜査を推進する。

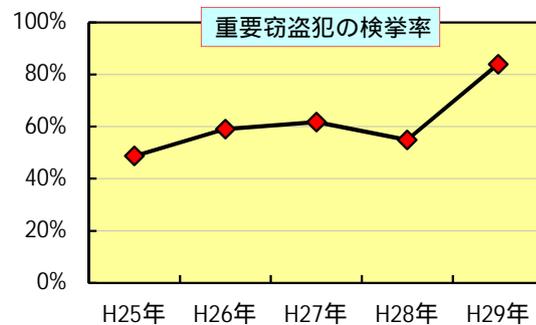
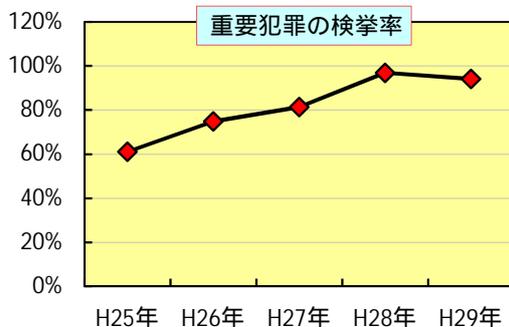
指標

1：重要犯罪の検挙率

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
目標値	-	-	-	70.0%	70.0%
重要犯罪	61.1%	74.8%	81.3%	96.9%	94.1%

2：重要窃盗犯の検挙率

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
重要窃盗犯	48.7%	59.0%	61.7%	54.9%	84.0%



平成29年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ 県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙のため、犯罪情勢を踏まえた検挙対策など、犯罪捜査を的確に推進した結果、県民に強い不安を与える重要犯罪の検挙率（94.1%）、県民の身近で発生する重要窃盗犯の検挙率（84.0%）は、いずれも過去5年の平均値（重要犯罪：76.2%、重要窃盗犯：53.6%）を大きく上回った。また、官製談合防止法違反事件の検挙、暴力団幹部殺人事件の検挙、入管法違反（不法就労助長等）事件の検挙など、取締りの強化に努めた。
- ・ 引き続き、重要犯罪を始め、県民に不安を与える種々の犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査を徹底し、捜査支援システムや科学捜査を活用した捜査を一層推進するとともに、新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築に向けた取組を推進する。また、犯行拠点の摘発や犯行グループの中核被疑者の検挙など特殊詐欺撲滅に向けた取締活動、対立抗争状態にある六代目山口組、神戸山口組及び任侠山口組に対する集中的かつ戦略的な取締活動、外国人に関する犯罪インフラ対策など総合的な組織犯罪対策、生活経済事犯等の取締りなどを強力に推進する。

推進事項
(1)

重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上

【主担当：刑事部刑事企画課】

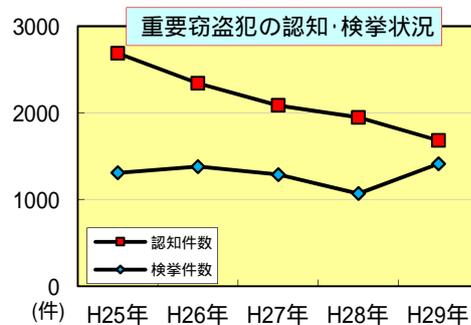
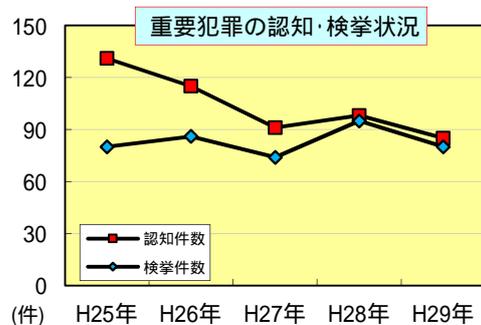
指標

1：重要犯罪の認知検挙状況

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	
重要犯罪	認知件数	131件	115件	91件	98件	85件
	検挙件数	80件	86件	74件	95件	80件

2：重要窃盗犯の認知検挙状況

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	
重要窃盗犯	認知件数	2,687件	2,342件	2,085件	1,947件	1,681件
	検挙件数	1,308件	1,381件	1,287件	1,068件	1,412件



平成29年（度）の取組概要と成果

重要犯罪に対する捜査の徹底

- 組織の総合力を発揮した迅速・的確な初動捜査及び現場鑑識活動の徹底による客観証拠の収集、DNA型鑑定や各種捜査支援システムの積極的活用等科学捜査を推進した結果、「津市一身田中野地内における住居侵入・強盗強姦等事件」、「名張市青蓮寺地内における住居侵入、強盗致傷、監禁致傷事件」等、平成29年中85件の重要犯罪を検挙した。検挙率は、過去5年の平均値（76.2%）を上回る94.1%であった。

未解決重要事件に対する粘り強い捜査の推進

- 平成22年から四日市南署管内、鈴鹿署管内において連続発生していた住居侵入・強姦致傷等事件については、早期の被疑者検挙には至らなかったものの、捜査第一課性犯罪捜査係及び関係各署が緊密な連携を図り、専従捜査体制を構築するなど、粘り強い捜査を尽くした結果、事件発生から7年越しで被疑者の特定、検挙に至った。
- 多気郡明和町地内の女子高校生所在不明事案及び伊勢市黒瀬町地内の女性記者所在不明事案の早期解決及び風化を防止するため、女子高校生所在不明事案については、平成29年6月13日に明和町地内の3か所で、女性記者所在不明事案については、平成29年11月24日に伊勢市内の2か所で各5,000枚の広報用チラシをそれぞれ配布し、情報提供の呼び掛けを実施した。

特殊事件の捜査技術習得に向けた実戦的訓練の充実・強化

- ・身代金目的誘拐事件、人質立てこもり事件等の特殊事件においては、警察捜査の巧拙が直接、被害者の生命を左右することから、有事に迅速・的確な初動活動及び被害者の救助活動を展開するため、実際の事件発生を想定した実戦的な身代金目的誘拐事件対応訓練、人質立てこもり事件訓練対応等を重ね事案対処能力の向上を図った。

犯罪死見逃し事案の絶無に向けた取組の徹底

- ・犯罪死見逃し事案の絶無を期すため、検視官による積極的な現場臨場に努めるとともに、客観的な死体取扱いを徹底して検視に関する技能等の向上を図った。平成29年中の死体取扱数は2,563体で、検視官臨場率は71.9%（1,843件）であった。
- ・平成29年7月に警察医研修会を開催し、警察医の技術・資質向上を図ったほか、三重県歯科医師会の共催による大規模災害発生を想定した多数死体対応訓練を実施し、身元確認作業の要領や技能を深化させるとともに、協力体制の強化を図った。

重要窃盗犯捜査の強化

- ・重要窃盗犯は広域かつ連続発生する傾向が認められることから、発生状況の分析、聞き込み捜査、盗品捜査等の基本的な捜査を確実に実施し、警察署や他府県警察との情報交換、合同・共同捜査を推進した結果、平成29年中、忍込み事件等、1,412件を検挙した。検挙率は、過去5年の平均値（53.6%）を大きく上回る84.0%であった。

広域犯罪捜査力の強化

- ・愛知県及び岐阜県と締結している特定地域・犯罪に係る協定に基づき実施する広域重要事件捜査訓練に参加するなどして、広域犯罪捜査力の強化を図った。

平成30年（度）の取組方向

重要犯罪に対する捜査の徹底

- ・県民の体感治安を向上させるためには、重要犯罪を早期に徹底して検挙することが必要不可欠であることから、事案発生時においては、最大限の捜査員を投入して客観証拠の収集を始めとした初動捜査を徹底し、被疑者の早期検挙を図る。

未解決重要事件に対する粘り強い捜査の推進

- ・未解決重要事件に対しては、専従捜査体制を強化し、多角的な証拠分析の実施や新たな捜査手法を導入した捜査を展開するとともに、継続的な情報収集及び的確な広報活動を推進して事件の風化防止に努める。

特殊事件の捜査技術習得に向けた実戦的訓練の充実・強化

- ・捜査技術習得に向けた実戦的な特殊事件対応訓練を更に充実させ、捜査員個々の事案対処能力を向上させるとともに、他県警察との合同訓練にも積極的に参加するなど、有事の際に県を超えた協力体制が確保できるよう訓練や情報共有に努める。

犯罪死見逃し事案の絶無に向けた取組の徹底

- ・犯罪死の見逃し防止に資するため、警察署と検視官室の緊密な連携による検視官の積極的な現場臨場に努めるとともに、検査用資機材を有効活用するなどした検視の高度化及び死亡時画像診断の協力病院の拡充を図ることにより、事件性の有無及び死亡種別・死因の的確な判断に努める。

重要窃盗犯対策の強化

- ・引き続き、発生状況の精緻な分析を行い、捜査が競合する警察署間との情報交換を活発化させるとともに、聞き込み捜査、盗品捜査など基本的な捜査を徹底し、検挙の向上を図る。

広域犯罪捜査力の強化

- ・他県との連携を更に強化し、広域重要事件捜査訓練等を通じた初動捜査能力の向上を図るとともに、通信機器等の調整を行うことにより、迅速・的確な初動捜査の徹底を図る。

推進事項
(2)

政治・行政・経済の構造的不正の追及

【担当: 刑事部捜査第二課】

指標

政治・行政を巡る構造的不正事案の検挙状況

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
贈収賄(件)	0	0	0	0	0
談合・競売入札妨害(件)	0	0	0	0	1
あっせん利得処罰法違反(件)	0	0	0	0	0
政治資金規正法違反(件)	0	0	0	0	0
合計(件)	0	0	0	0	1

平成29年(度)の取組概要と成果

政治・行政を巡る不正事案への対策

- ・ 公務員等による贈収賄事件、社会制度を悪用した詐欺事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政を巡る不正は、社会に対する信頼を根底から覆し、県民の不公平感を増大させるものであることから、この種の犯罪の摘発が警察の重要な任務であるという意識を高め、質の高い端緒情報の収集や内偵捜査力の向上を図ったところ、度会町職員らによる官製談合防止法違反事件を検挙した。
- ・ 第48回衆議院議員総選挙(平成29年10月22日施行)においては、文書図画の掲示違反等により44件の警告を実施したが、違反事件の検挙はなかった。

経済をめぐる不正事案への対策

- ・ 金融・企業犯罪を始めとする経済的不正は、経済活動の健全性や信頼性に重大な影響を及ぼす犯罪であり、とりわけ、企業の経営者らによる不正な経済活動や各種利権に絡む潜在的な不正に対し厳正に対処するため、この種犯罪の取締りを推進し、積極的な情報収集に努めたものの、平成29年中、社会的反響が大きい経済的不正事件の検挙はなかった。

平成30年(度)の取組方向

政治・行政を巡る不正事案への対策

- ・ 潜在化が進む政治・行政を巡る構造的不正事案や経済的不正事案の検挙に向け、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査等を推進し、あらゆる刑罰法令を駆使した取締りを推進する。

経済を巡る不正事案への対策

- ・ 経済を巡る不正事案の背景には、反社会的勢力の介入等の構造的知能暴力が存在する可能性があることから、平素から組織犯罪対策部門等との密接な連携を図り、事件の内容に応じて、地方自治体、金融機関等の関係機関と緊密な連携を図る。

推進事項
(3)

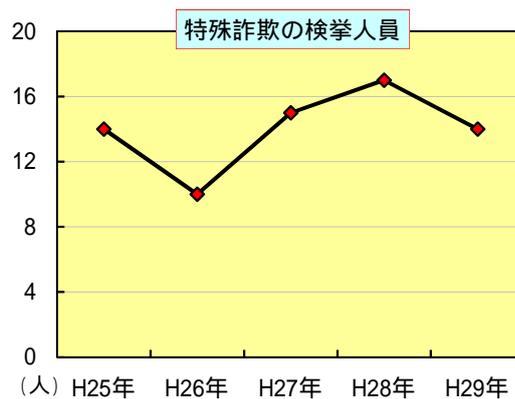
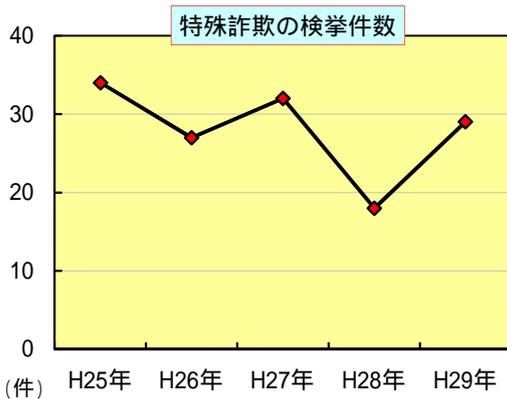
振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化

【主担当：刑事部捜査第二課】

指標

特殊詐欺の検挙状況

年		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
振り込め詐欺	検挙件数	23件	22件	27件	17件	29件
	検挙人員	5人	3人	12人	16人	14人
振り込め詐欺以外の詐欺	検挙件数	11件	5件	5件	1件	0件
	検挙人員	9人	7人	3人	1人	0件
特殊詐欺	検挙件数	34件	27件	32件	18件	29件
合計	検挙人員	14人	10人	15人	17人	14人



平成29年（度）の取組概要と成果

特殊詐欺対策の強化

- ・振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の実行犯及び口座開設詐欺等の助長犯罪の徹底検挙と突き上げ捜査を推進した結果、平成29年中、特殊詐欺実行犯29件14人（うち「だまされた振り作戦」等による現場検挙7件7人）を検挙するとともに、助長犯135件51人を検挙した。
- ・平成29年8月に警視庁との合同捜査により、東京都内のビル一室に対する拠点急襲を実施し、融資保証名目にキャッシュカード等を詐取する特殊詐欺グループを検挙した。
- ・被害の届出や相談に係る情報を早期に収集・集約し、口座凍結や携帯電話に係る契約者確認の求め、役務提供拒否要請等を実施したほか、犯行利用電話に対する警告電話を行うなど、特殊詐欺に利用される犯行ツールの迅速な遮断に努めた。
- ・警察署の捜査員の特殊詐欺捜査能力向上を図るため、特殊詐欺現場設定想定訓練、犯行ツール対策教養等を実施した。



拠点急襲により押収した証拠

平成30年（度）の取組方向

特殊詐欺対策の強化

- ・ 特殊詐欺撲滅に向け、引き続き「だまされた振り作戦」による実行犯及び特殊詐欺を助長する犯罪の徹底検挙に努めるとともに、突き上げ捜査等により首魁や指示役等といった上位被疑者の検挙に向けた捜査を展開する。
また、電子マネー型や収納代行利用型の架空請求詐欺の急増等、犯行手口の変化に対応した捜査を推進する。
- ・ 検挙被疑者からの突き上げや通信傍受等の新たな捜査手法を導入するなどして、犯行拠点の摘発及び犯行グループの壊滅に向けた捜査を推進する。
- ・ 犯人と被害者を結びつける電話等のツール供給を遮断するため、一層の契約者確認の求め、役務提供拒否要請の実施に加え、「利用停止の緊急要請」等による迅速・確実なツールの無力化措置を講ずる。
また、悪質な犯行ツール業者に対する摘発・取締りを強化する。

平成29年（度）の取組概要と成果

捜査支援分析を活用した捜査の推進

- ・ 防犯カメラ映像の適切かつ確実な収集・活用のため、県内における防犯カメラの設置箇所等を把握して資料化を図るとともに、迅速な確認作業と捜査への活用に資するため、映像分析用機器等の各種資機材を整備した。
- ・ 犯罪多発地域等において、効果的な包囲網の形成による犯罪使用車両等の発見確保のため、車両捜査支援システムの整備促進に努めた。
また、同システム活用の更なる促進を図るため、各警察署の若手捜査員を対象とした巡回教養等を積極的に実施した。
- ・ 情報分析支援システム（C I S - C A T S）の活用促進を図るため、各部門の専科教養等あらゆる機会を活用した教養を実施するとともに、技術の習熟による活用の高度化を図るため、刑事企画課捜査支援係員を全国規模専科等に積極的に参加させた。

科学技術を活用した捜査の推進

- ・ 鑑識専務員を対象とした鑑識実戦塾や専科教養等による鑑識技術の向上を図るとともに、地域警察官等を対象とした上級鑑識技能検定、現場鑑識競技会等による組織全体の鑑識技能の底上げを図った。
- ・ 犯罪現場へ第一に臨場する可能性が高い地域警察官の現場鑑識能力を向上させるため、警察署の鑑識代行員及び地域警察官約370名を対象とした巡回鑑識教養、警察学校初任科生や専科生等延べ約230名を対象とした実戦的鑑識教養を実施した。
- ・ 捜査員等に対する科学捜査への理解と知識の向上を図ることを目的として科学捜査研究所研究発表会を開催するとともに、各種専科教養や実戦塾、鑑識技能検定等あらゆる機会を通じ、DNA型資料等の鑑定資料の取扱いや画像鑑定等各種鑑定業務について教養を実施し、鑑識専務員のみならず、捜査員の知識・技能の向上を図った。
- ・ 鑑識技術、資機材の問題点を解消し、利便性や実用性を向上させるための研究や開発を推進する鑑識実務研究発表会が未開催（隔年開催）であったことに伴い、考案作品を中間報告させ、優秀作品については、警察庁及び全国警察へ報告するなど、新たな鑑識技術及び資機材の普及に努めた。
- ・ 平成29年中の鑑定実施状況は、嘱託件数が2,945件（前年比+422件）であり、区分別では、物理関係177件、化学関係623件、法医関係2,044件、文書関係30件、心理関係51件であった。
- ・ 平成29年中のDNA型鑑定の実施件数は事件数281件、試料数1,976件であり、殺人事件、窃盗事件等の様々な罪種での捜査に活用した。
また、被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件を始めとする様々な事件捜査において、被疑者の割り出しや余罪の確認等に活用した。

鑑識・鑑定基盤の整備

- ・ 公判に耐え得る緻密な鑑定業務を推進するため、各科の技官を法科学研修所に入所させ、高度な鑑定技術及び最先端の知識を習得させた。
29年度においては、法医係員1名が法科学研修所での研修を修了し、DNA型鑑定資格認定書を修得した。これにより法医科全員が認定書を修得した。

平成30年（度）の取組方向

捜査支援分析を活用した捜査の推進

- ・引き続き、防犯カメラ設置箇所の把握と資料化に努めるとともに、他府県警察、関連事業者等との積極的な情報交換により先端技術の収集・習得を行い、映像収集装置を始めとした資機材の整備促進、防犯カメラ映像の収集・活用の高度化を推進する。
- ・県内の道路整備状況等を勘案して策定した整備計画に基づく計画的な車両捜査支援システムの整備促進に努めるとともに、他府県警察等におけるシステムの整備方法等を含めた構築状況を参考に、更なる高度化を図る。
また、各警察署の捜査員への教養等を継続的に実施し、システムの効果的活用の更なる推進を図る。
- ・情報分析支援システム（C I S - C A T S）については、引き続き、あらゆる機会を活用した教養の実施による幅広い活用の促進に努めるとともに、刑事企画課捜査支援係員を全国規模専科等に積極的に参加させて高度な技術を習熟させるなど、活用の高度化を図る。

科学技術を活用した捜査の推進

- ・各種教養、検定等を継続的に実施して組織全体の鑑識技能を更に向上させ、客観証拠の適正かつ確実な収集に努めるとともに、機動鑑識隊の弾力的かつ効果的な運用や重要犯罪等発生時における鑑識専務員の全件臨場を目標とすることなどにより、現場鑑識活動を徹底する。
- ・客観証拠を確実に収集し活用するため、引き続き、各種専科教養や実戦塾、鑑識技能検定等あらゆる機会を活用したDNA型資料等の鑑定資料の取扱い、画像鑑定等に関する教養を実施し、科学捜査力の充実強化に努めるとともに、DNA型鑑定、画像鑑定、ポリグラフ検査等各種鑑定の積極的な活用を推進する。

鑑識・鑑定基盤の整備

- ・鑑定業務における後継者育成のため、法科学研修所への入校教養を計画的に実施して専門的な知識・技能を習得させるとともに、鑑定官として新規に指定することにより、責任感及び意欲の向上を図る。
- ・引き続き、学会、各種研修会等へ積極的に参加させ、高度な鑑定技能の習得など、鑑定人である技官の知識・技能の向上に努める。
また、三次元顔画像鑑定システム、薬物鑑定等に対応する鑑定機器の整備に努める。

推進事項
(5)

被疑者取調べの適正化

【主担当: 刑事部刑事企画課】

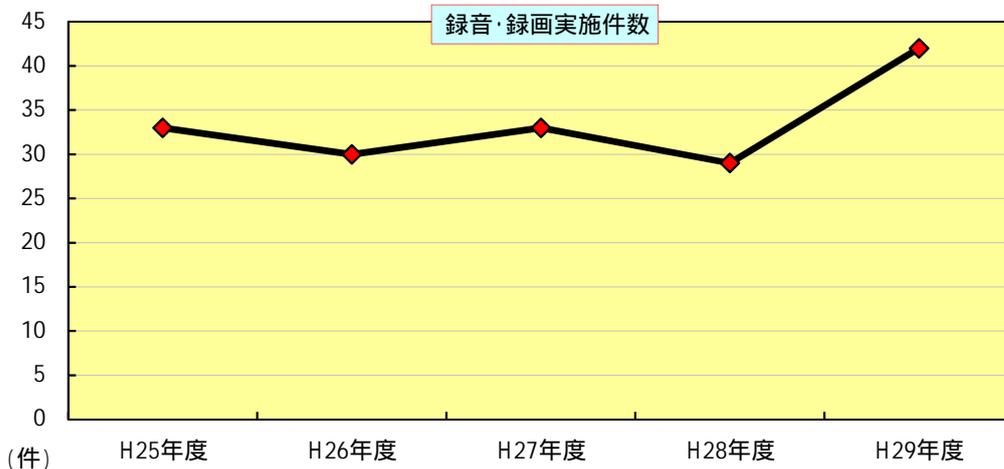
指標

1: 監督対象行為発生状況

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
監督対象行為数	0件	2件	0件	0件	0件

2: 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施状況

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実施件数	33件	30件	33件	30件	42件



平成29年(度)の取組概要と成果

取調べ適正化の推進

- ・ 警察本部事件担当課の次長、室長及び指導担当補佐並びに警察署の新任取調べ監督補助者、新任課長及び新任捜査係長に対する教養のほか、専科教養時における教養等を実施した。
- ・ 警部以下の全警察官を対象に取調べ適正化に係る効果測定を実施するとともに、分析結果に基づく教養を実施した。
- ・ 取調べ適正化に関する教養資料を発出するとともに、各警察署において教養を実施した。
- ・ 刑事企画課及び総務課取調べ監督室が緊密に連携して警察署に対する特別巡回教養を実施するとともに、年間を通して、警察本部幹部による業務指導を実施した。

取調べの録音・録画の的確な運用

- ・ 裁判員裁判対象事件42件のほか、知的障害等を有する被疑者に係る事件についても取調べの録音・録画を試行し、的確な運用に努めた。
- ・ 事件担当課捜査員に対する制度の適正な試行実施に関する教養を実施したほか、各部署が実施する専科教養等を利用し、突発事案に対しても適切に対応できるよう、録音・録画機器の取扱い要領等の教養を実施した。

- ・ 取調べの高度化・適正化を図るため、刑事企画課内に取調べ指導官を配置し、モニタリング結果を捜査主任官や取調べ官等に還元するなど、取調べ技術の向上に努めた。

平成30年（度）の取組方向

取調べ適正化の推進

- ・ 施策の更なる浸透を図るため、引き続き、各種教養、効果測定等を実施するとともに、各部課幹部による警察署に対する業務指導、警察本部取調べ監督室による警察署に対する巡察・指導等を実施し、関係部署との更なる連携の強化を図る。

取調べの録音・録画の的確な運用

- ・ 平成31年6月までに刑事訴訟法等の一部を改正する法律が施行されることを踏まえ、今後、法律上定められた例外事由以外の全過程について録音・録画ができるよう、機器の取扱要領を含めた制度に関する指導・教養を実施するとともに、捜査員の取調べ技術の更なる向上のための指導等を行い、取調べの録音・録画の的確な運用に努める。

推進事項
(6)

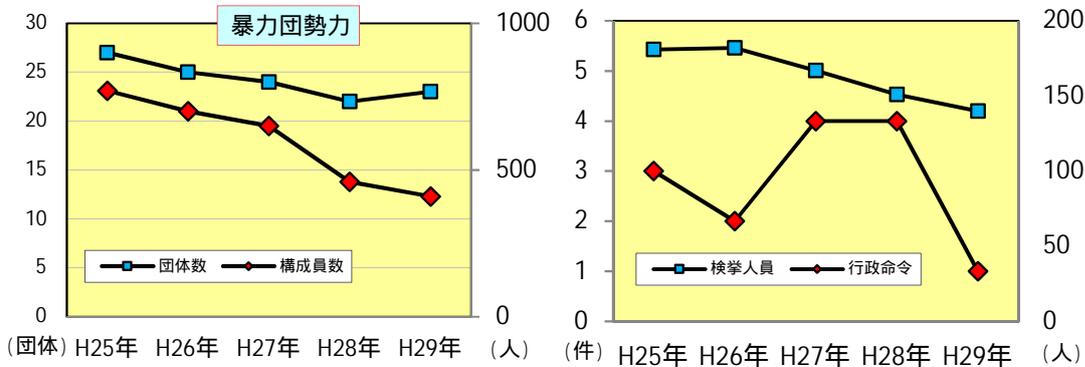
暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化

【主担当：刑事部組織犯罪対策課】

指標

暴力団勢力、検挙人員等

年		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
暴力団勢力	団体数	27団体	25団体	24団体	22団体	23団体
	構成員等	770人	700人	650人	460人	410人
検挙人員		181人	182人	167人	151人	140人
行政命令発出件数		3件	2件	4件	4件	1件



平成29年（度）の取組結果

暴力団に対する取締り等の強化

- ・ 対立抗争状態にある六代目山口組と神戸山口組の各傘下組織組員を中心とした集中的かつ戦略的な取締りを推進し、未解決事件の解決に注力した結果、六代目山口組傘下組織幹部被害に係る殺人事件被疑者を始め、140人の暴力団構成員等を検挙した。
- ・ 行政命令については、暴力団対策法に基づく中止命令を1件発出した。
- ・ 対立抗争事件の防遏と組織の弱体化を図るため、取締り及び警戒を強化するとともに、暴力団の実態把握等のため、各種警察活動を通じた情報収集に努めた。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・ 県及び市町の関係部局担当者が構成する「三重県暴力団排除対策推進会議」を開催し、暴力団の排除対策の現状、課題等について情報共有するとともに、三重県が一体となった暴力団排除に関する各種取組を推進した。
- ・ 暴力追放三重県民センター及び弁護士会と連携して「民事介入暴力研究会」を開催したほか、「不当要求拒否宣言の街」の総会や「暴力追放市町民会議（部会）」を開催し、暴力団排除機運の醸成に努めた。

暴力団等に対する資金源対策の強化

- ・ 暴排ローラー等あらゆる機会を通じて暴力団関係企業、共生者の実態解明に努めた。
- ・ 国税局と「課税措置連絡担当者会議」を開催し、暴力団構成員等に対する課税措置、犯罪収益に対する没収、追徴等の促進に関する情報の共有及び連携の強化に努めた。

薬物・銃器対策の強化

- ・薬物末端乱用者の徹底検挙及びコントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を駆使した積極的な突き上げ捜査を推進した結果、覚醒剤営利目的譲渡事件等で117人（前年比 - 12人）を検挙した。
- ・銃器犯罪に対する取締りを推進した結果、六代目山口組傘下組織幹部による拳銃等所持事件の検挙等により、拳銃8丁を押収（うち暴力団関係者から4丁：前年比 + 2丁）した。
- ・違法薬物等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関・団体に配布したほか、学校及び教育委員会と連携し、小・中・高校等の児童・生徒等を対象とした薬物乱用防止教室を224回開催するなど、広報啓発活動を推進し、薬物使用を拒絶する機運の醸成に努めた。

平成30年（度）の取組方向

暴力団に対する取締り等の強化

- ・暴力団排除活動の進展や資金獲得活動の困難化により、近年の暴力団勢力は減少傾向にある。一方で、暴力団組織の潜在化や準暴力団と呼ばれる集団の台頭があり、引き続き部門横断的な情報収集を推進して、暴力団及び準暴力団の実態解明の徹底を図る。
- ・対立抗争状態にある六代目山口組、神戸山口組及び新たに指定暴力団に指定された任侠山口組を中心とした集中的かつ戦略的取締りの強化や、潜在している暴力団犯罪の掘り起こしなど、あらゆる法令を駆使した取締りを推進する。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・「三重県暴力団排除対策推進会議」や「不当要求防止責任者に対する責任者講習」等を通じて、行政対象及び企業対象暴力排除の重要性を認識させるとともに、暴力追放三重県民センター、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会等の関係機関・団体と緊密な連携を図り、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応のための支援・指導を推進する。

暴力団等に対する資金源対策の強化

- ・「不当要求拒否宣言の街」等と連携した暴排ローラーの実施により、暴力団の資金源の枯渇化を図る。
- ・不透明化・多様化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進する。

薬物・銃器対策の強化

- ・薬物末端乱用者を徹底検挙するとともに、コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を駆使するなどして突き上げ捜査を実施し、薬物犯罪組織の実態解明の推進と取締りの強化を図る。
- ・学校及び教育委員会と連携し、児童・生徒に対して薬物の危険性や有害性等を正しく理解させるため、薬物乱用防止教室を開催するなど各種啓発活動により、薬物乱用防止対策の推進を図る。
- ・違法銃器及び銃器犯罪を根絶する社会形成と県民の協力確保に努めるため、拳銃110番報奨制度の周知徹底など、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進する。

推進事項
(7)

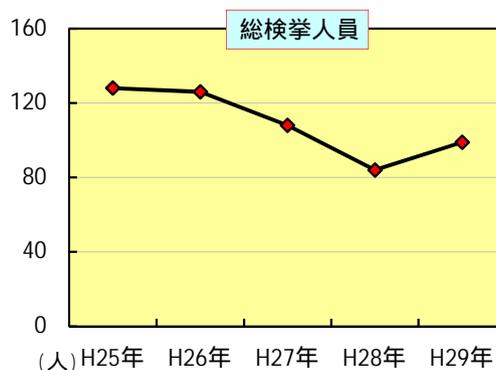
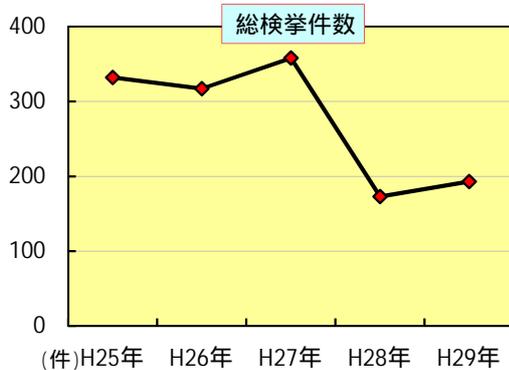
国際組織犯罪対策の強化

【担当: 刑事部組織犯罪対策課】

指標

来日外国人犯罪（刑法犯・特別法犯）検挙状況

年		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
刑法犯	検挙件数	295件	253件	314件	114件	150件
	検挙人員	96人	77人	73人	51人	71人
特別法犯	検挙件数	37件	64件	44件	59件	43件
	検挙人員	32人	49人	35人	33人	28人
総検挙	検挙件数	332件	317件	358件	173件	193件
	検挙人員	128人	126人	108人	84人	99人



平成29年（度）の取組概要と成果

部門横断的な取組の推進

- 国際犯罪組織の実態解明及び取締りの効率化を図るため、三重県警察組織犯罪対策推進本部に係る体制を有機的に活用して、関係部門間の緊密な連携を確立した上で、国際犯罪組織の実態を解明するとともに、実効のある取締りを推進した。

犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化

- 情報の収集及び分析の徹底、計画的かつ戦略的な内偵捜査等を推進した結果、インドネシア人が関与する不法就労助長等事件などの犯罪インフラ事犯を始めとする来日外国人による犯罪193件99人を検挙した。

情報の収集・共有及び分析能力の強化

- 実態解明係を活用した積極的な協力者の獲得に努めるとともに、国際犯罪組織に関わる対象者の人定、所属組織、活動内容とその地域、交友関係、国内外関係者との連携状況等の情報収集活動を推進し、実態解明活動を実施した。
- 各種システムの活用により収集した情報を分析し、国際犯罪組織等の実態解明を推進した。

ヤード対策の推進

- ・平成29年12月末現在、県内で34か所のヤード及び151か所のヤード代替え施設を把握し、20か所のヤード及び107か所のヤード代替え施設の計127か所に対する立入りを実施するとともに、ヤード5か所及びヤード代替え施設21か所の計26か所に対し、古物営業法に基づく口頭指導を実施した。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・名古屋入国管理局から職員1名を受入れ、入国管理局との情報共有を始めとする連携強化に努めるとともに、外務省等が実施する「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間（2月・7月）」が実施された際には、私文書偽造及び旅券法違反等の疑いがある事案に関連して、三重県旅券センター及び市町旅券窓口と連携の強化を図った。

平成30年（度）の取組方向

部門横断的な取組の推進

- ・国際犯罪組織の実態解明及び取締りの更なる効率化を図るため、引き続き三重県警察組織犯罪対策推進本部に係る体制を有機的に活用して、関係部門間の緊密な連携を図り、国際犯罪組織の実態を解明するとともに、実効のある取締りを推進する。

犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化

- ・事件検挙で押収した資料や被疑者の供述等から、犯罪の根底にある実態を解明するとともに、実態解明で得られた情報を通じて、更なる事件を検挙する「実態解明と検挙のサイクル」を確立させ、この繰り返しにより犯罪インフラ事犯を検挙し、国際犯罪組織を始め、そのネットワークを壊滅するなど犯罪インフラ対策を推進する。

情報の収集・共有及び分析能力の強化

- ・国際犯罪組織の実態解明を行う実態解明係と資金分析を行う犯罪収益対策係との連携の下、幅広く情報を収集・分析して、組織の構成及び資金獲得活動の実態解明を推進する。

ヤード対策の推進

- ・盗難車両の解体・不正輸出の拠点、不法滞在外国人等の稼働・居住場所、薬物の使用・隠匿場所として利用されるなど、犯罪の温床となることが懸念されるこれら悪質違法なヤードの検挙・解体を徹底する一方、適正なヤードに対しても、関係機関と連携した防犯・行政指導を継続して行う。
また、盗難車両の解体・保管等の違法行為の場所が、従来のヤードから自動車修理工場や倉庫型の解体工場等へ移行している状況が見られることから、ヤード対策と同様にその実態把握と取締りを推進する。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・違法ヤード等を解体するため、警察による捜査だけではなく、入国管理局との合同摘発や関係行政機関との合同立入りによる行政指導及び警告など多角的なヤード対策を継続的に推進する必要があるため、入国管理局、税関、消防、県及び市町などの関係機関・団体等との連携の強化を図る。

推進事項
(8)

県民生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化

【主担当課:生活安全部生活環境課】

指標

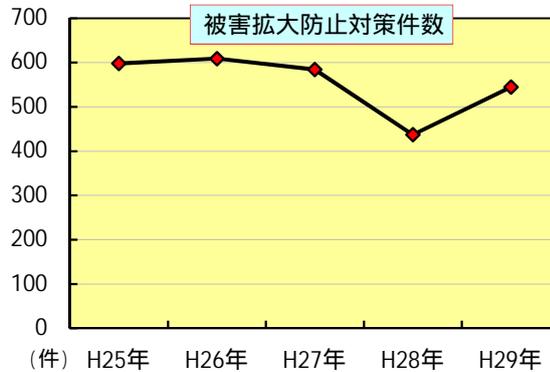
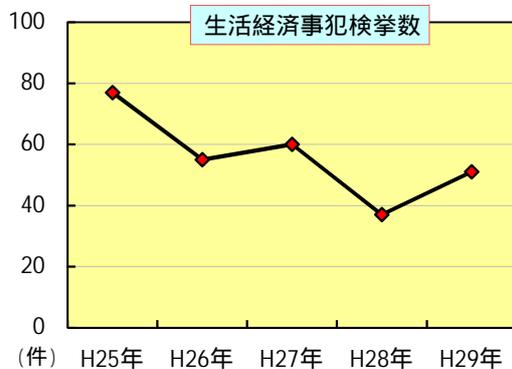
1 : 生活経済事犯の検挙件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
生活経済事犯検挙数	77件	55件	60件	37件	51件

2 : 被害拡大防止対策件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
被害拡大防止対策件数	598	609	584	437	545

被害拡大防止対策の内容は、平成25年は口座凍結、携帯電話の契約者確認の求め、違法情報削除要請であり、平成26年以降は、レンタル携帯電話等の解約要請を追加している。



平成29年（中）の取組概要と成果

生活経済事犯取締りの強化

- ・ 県民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える悪質商法事犯やヤミ金融事犯等の生活経済事犯の取締りを推進するとともに、これら事犯で悪用されている預貯金口座、携帯電話等を把握した際には、口座凍結や携帯電話に係る契約者確認の求めを行うなど、犯行ツールの提供停止を目的とした犯行助長サービス対策を徹底し、被害の拡大防止に努めた。
- ・ 交番・駐在所の広報紙、県警ウェブサイトへの掲載のほか、高齢者に対する防犯講話、巡回連絡等、あらゆる活動を通じ、被害防止の広報啓発活動に努めた。

環境事犯取締りの強化

- ・ 廃棄物関係事犯の拡大を防止するため、違反者の早期検挙に努めるとともに、関係機関や自治体との連携に努め、産業廃棄物の不法投棄事犯等の悪質な事犯に対する取締りを推進した。

風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・ 部門横断的な協働体制の下、善良な風俗及び清浄な風俗環境を阻害する悪質・違法な営業を行う風俗店等に対する取締りを強化し、歓楽街における迷惑性の高い客引き事犯、健康エステ店を仮装した風営法違反等を検挙するなど、健全な風俗環境の浄化活動を推進した。
- ・ 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りを強化するため、「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」に参加し、関係行政機関、在京大使館、国際機関、NGO及び各都道府県警察等との緊密な情報共有及び連携強化を図るとともに、入国管理局と連携した捜査を推進した。

保健衛生関係事犯の取締りの強化

- ・ 食品や薬品に関する保健衛生関係事犯は、県民の生命・身体に直接危害を及ぼすおそれがあることから、関係機関との情報共有に努めたほか、各種事犯の捜査を推進し、無資格で医療行為を行うなどした医師法違反等事件を検挙した。
- ・ 交番・駐在所の広報紙のほか、高齢者に対する防犯講話や巡回連絡等を通じた広報啓発活動を推進した。

平成30年（度）の取組方向

生活経済事犯取締りの強化

- ・ 高齢者等が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯、いわゆる「090金融」や新たな手口によるヤミ金融事犯など、県民の日常生活を脅かす生活経済事犯に対する検挙活動を一層強化し、法律に基づく犯罪収益等の没収保全、課税通報等により、被疑者が不当に得た利益を徹底して剥奪するほか、犯行助長サービス対策を一層推進し、被害の拡大防止と回復支援を図る。
- ・ 積極的な情報交換や担当者会議を通じて、消費者行政等関係機関との連携を強化するほか、県民の速やかな被害の届出を促進するための広報啓発活動を推進する。

環境事犯取締りの強化

- ・ 廃棄物関係事犯の拡大を防止するため、関係機関や自治体との緊密な連携の下、情報の早期収集に努めるとともに、産業廃棄物の不法投棄事犯等、県民の生活環境を脅かす悪質な事犯に対する積極的な取締りを推進する。
- ・ 自治体広報誌への掲載や警察官による講話など、各種広報媒体・機会を通じ、廃棄物関係事犯の防止に向けた広報啓発活動を推進する。

風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・ あらゆる機会を通じた風俗実態の把握に努め、悪質・違法な営業を行う風俗店等に対し、部門横断的な体制を構築して取締りを推進するとともに、あわせて、行政処分（指導等）の適用を図るなど、各種対策を強化して更なる風俗環境の改善を図る。
- ・ 不法滞在者の実態把握や不法就労に関する情報収集に努め、入国管理局や労働基準監督署と連携を図りつつ、繁華街・歓楽街における組織犯罪対策等とも連動した不法就労及び不法滞在事犯の取締りを強化する。

保健衛生関係事犯取締りの強化

- ・ 食品や薬品等に関する保健衛生関係事犯は、県民の生命や身体に直接被害を及ぼすおそれが特に強いことから、関係機関と連携を図るなどして情報収集に努め、違反に対する早期検挙を図る。
- ・ 連絡会議の開催等により関係行政機関との連絡体制を構築し、情報共有を図るとともに、被害拡大防止対策を推進する。

推進事項
(9)

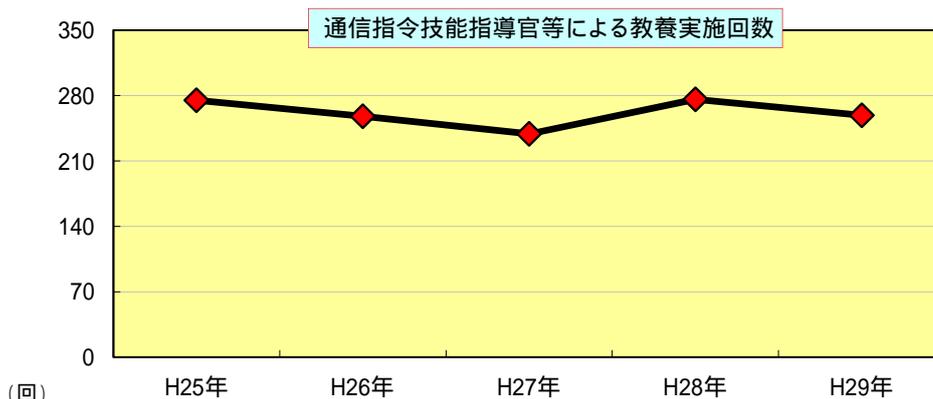
初動警察における事態対処能力の強化

【主担当：地域部通信指令課】

指標

通信指令技能指導者等による教養実施回数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
実施回数	275回	258回	239回	276回	259回



平成29年（度）の取組概要と成果

事態対処能力の強化

- ・ 大規模警察署及び中規模警察署の地域課通信指令係に、通信指令技能検定取得者や本部指令室勤務経験者等を配置して体制の強化を図るとともに、全ての警察署地域課に通信指令準技能指導員を指定・配置し、警察署通信室の指導体制強化を図った。
- ・ 広域化、スピード化及び多様化する警察事象に迅速的確に対応するため、隣接府県との合同によるバスジャック訓練等の広域的な緊急配備訓練や裁判所及び刑務所と連携した被告人逃走事案対応訓練等を実施し、隣接府県警察や他機関との連携を強化するとともに、現場に先着した警察官の初動措置要領及び事案主管部門との連携状況を確認した。
- ・ 通信指令に関する知識・技能の向上と通信指令業務への適格性を有する者を組織的に把握するために技能検定を継続して実施し、通信指令に関する知識・技能の向上を図った。



訓練の状況



通信指令技能検定の状況

地域警察デジタル無線システム等の効果的活用

- ・ 音声通話、110番受理内容、文字、画像、位置等の情報を組織的に共有できる地域警察デジタル無線システムを効果的に活用し、事件事故等の状況把握、被害者の早期保護、犯人の追跡・検挙、行方不明者の発見等の活動を推進した。

警察機動力の総合的な運用と強化

- ・通信指令システムに搭載された位置情報等の各種機能と警察用航空機に搭載されたヘリコプター・テレビシステムで撮影された事件・事故情報を本部指令室、関係所属等へ配信することにより、警察機動力の総合的な運用と強化を図った。
- ・パトカーに車載されているカーロケータシステムのタブレットを車外で活用可能とし、現場状況をリアルタイムに動画等で本部指令室、関係所属等へ送信することにより、パトカーの現場における機動性を一層強化した。



事件・事故情報の映像配信状況

平成30年（度）の取組方向

事態対処能力の強化

- ・警察職員を対象とした通信指令技能検定及び若手警察官を対象とした無線通話技能効果測定を実施し、通信指令を担う人材を育成・強化するとともに、通信指令に関する指導教養や初動対応訓練を継続的に実施する。
- ・日本語を解さない外国人からの110番通報に対応するため、通訳官を介した三者通話システムを引き続き活用する。また、通訳官を運用する刑事部門及び関係機関との合同訓練を継続的に実施する。

地域警察デジタル無線システム等の効果的活用

- ・広域化、スピード化及び多様化する警察事象に迅速的確に対応するため、地域警察デジタル無線システム等の各種システムを効果的かつ継続的に活用する。

警察機動力の総合的な運用と強化

- ・重大事件等の発生時において、迅速的確に初動警察活動を実施するため、警察用航空機に搭載しているヘリコプター・テレビシステムを活用した上空からの現場映像の送信、機動警察通信隊による現場映像の送信、カーロケータのタブレットを活用した現場映像の送信など警察機動力を最大限に発揮させる。

執行の 重点3

交通死亡事故等抑止対策の推進

【主担当:交通部】

目的（対象、意図）

人身事故は、年々減少傾向にあるものの、依然として高齢死者の割合が高水準で推移しており、また、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないなど、厳しい交通情勢にある中、第10次三重県交通安全計画（平成28年度から平成32年度）が掲げる抑止目標を達成するため、人身事故の減少傾向の定着に向けた取組を推進する。

指標

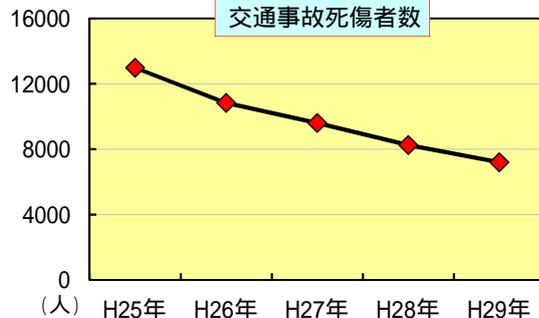
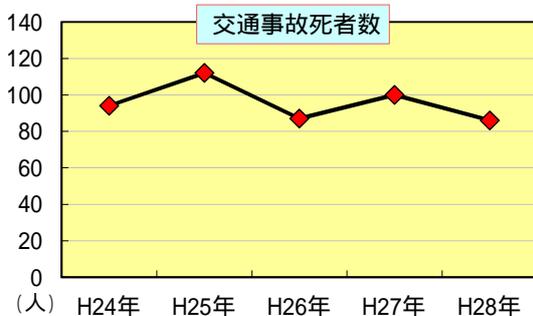
1：交通事故死者数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
目標値	85人以下	80人以下	75人以下	75人以下	70人以下
実績値	94人	112人	87人	100人	86人
比率	110.6%	140.0%	116.0%	133.3%	122.9%

2：交通事故死傷者数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
目標値	12,800人以下	12,300人以下	11,800人以下	9,100人以下	8,600人以下
実績値	12,979人	10,829人	9,604人	8,258人	7,199人
比率	101.4%	88.0%	81.4%	90.7%	83.7%

（注）「比率」は、目標値を100とした場合における実績値の割合を示す。



平成29年の取組概要と成果、残された課題

- ・三重県内の交通情勢については、第10次三重県交通安全計画に基づき、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、さらに、飲酒運転等の悪質・危険な違反に対する指導取締りを推進したほか、高齢運転者対策の推進や、安全で快適な交通環境の実現に向けた交通安全施設の整備等、総合的な交通安全対策を推進した結果、平成29年中の人身事故件数は13年連続減少、交通事故死傷者数は12年連続の減少となり、交通事故死者数は86人と統計が残る昭和29年以降最小を記録した。
- ・交通事故死傷者数は目標を達成したものの、死者数については未だ目標の達成に至っておらず、さらに、近年死者数が減少傾向にある中で、高齢死者の占める割合が依然として高い水準で推移しているほか、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たないことから、今後交通事故死傷者数のさらなる減少を図りつつ、交通事故死者数の減少に向け、交通事故発生状況等を踏まえた詳細かつ具体的な分析を行った上で、総合的な交通死亡事故等抑止対策をより効率的に推進する必要がある。

推進事項
(1)

交通安全教育・広報啓発活動の推進

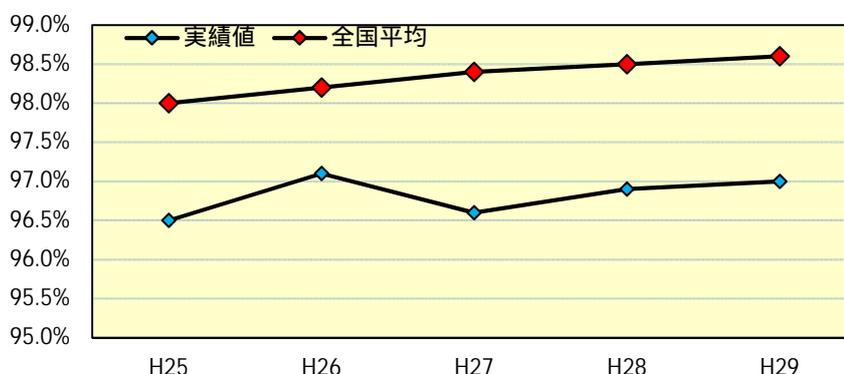
【主担当課:交通部交通企画課】

指標

運転者のシートベルト着用率

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
目 標 値	97.0%	97.5%	98.0%	97.9%	98.3%
実 績 値	96.5%	97.1%	96.6%	96.9%	97.0%
達 成 率	98.5%	99.6%	98.6%	99.0%	98.7%
全 国 平 均	98.0%	98.2%	98.4%	98.5%	98.6%

(警察庁・JAF合同調査)



平成29年の取組概要と成果

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ・ 幼児に対し、安全に道路を通行するために必要な横断歩道の渡り方など、基本的な交通ルールを学ぶことを目的に、視覚的教材を活用するなどした交通安全教育を174回、14,018人を対象に実施した。
- ・ 小学生に対し、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるため、交通安全教育を229回、26,986人を対象に実施した。また、7月1日には、第51回交通安全子ども自転車三重県大会を開催し、交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 中学生に対し、自転車利用者として必要な技能と知識を十分に習得させるため、交通安全教育を50回、9,961人を対象に実施した。また、スタントマンが交通事故の実演をすることにより、衝突の怖さを実感して、正しい自転車の乗り方を身に付けることを目的とした自転車交通安全教室を3校において実施した。
- ・ 高校生に対し、二輪車及び自転車運転者として必要な技能と知識を十分に習得させるため、交通安全教育を18回、5,380人を対象に実施した。また、スタントマンが交通事故の実演をすることにより、衝突の怖さを実感して、正しい自転車の乗り方を身に付けることを目的とした自転車交通安全教室を1校において実施した。
- ・ 社会人や大学生に対し、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術を習得させるため、交通安全教室を840回、46,892人を対象に実施した。
- ・ 高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるため、交通安全教室を315回、15,568人を対象に実施した。また、高齢者交通安全アドバイザー(496人)により、身近な高齢者に対する交通安全のワンポイントアドバイス等を実施した。



スタントマンを活用した
交通安全教室

効果的な交通安全教育の推進

- 交通安全教育の実施に当たっては、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ、飲酒疑似体験ゴーグルを活用するなど、受講者が理解しやすい参加・体験・実践型の教育に努めたほか、地域交通安全活動推進委員や高齢者交通安全アドバイザーに対する研修会を開催し、交通安全に関する地域のリーダーの能力向上を図った。



歩行環境シミュレータを活用した
交通安全教室

広報啓発活動の推進

- 四季の交通安全運動において、関係機関・団体等と連携し、運動の重点に沿った啓発活動を実施した。
- 毎月11日の「交通安全の日」に、関係機関・団体等と連携し、通学路における保護誘導活動を実施したほか、毎月第1月曜日の「自転車安全対策強化日（セーフティ・バイシクル・デー）」において、通勤・通学時間帯における街頭活動等を実施した。また、毎月21日の「高齢者の交通安全の日（セーフティ・シルバー・デー）」において、反射材用品の普及促進に努めた。
- 街頭活動や交通安全教室において、全ての座席のシートベルト着用の必要性を広報することにより、シートベルトの全席着用を促進した。

効果的な広報の実施

- テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用し、交通事故の発生状況や四季の交通安全運動の重点などの広報に努めた。
- 交通事故情勢に応じて、随時、交通事故の特徴や傾向をまとめた「交通事故防止情報」を県警ウェブサイトに登載しているほか、県内の事業所等に対してEメールで配信するなど、情報を発信した。

平成30年（度）の取組方向

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- 成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して県民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるという意識の定着を図るため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する。

効果的な交通安全教育の推進

- 関係機関・団体等と交通安全教育に関する情報を共有し、連携を図りながら交通安全教育を推進する。また、交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解することができるようにするため、参加・体験・実践型の教育を推進する。

広報啓発活動の推進

- 交通安全意識の普及・浸透を図るため、引き続き四季の交通安全運動において、重点に沿った広報啓発活動等を推進する。
- 引き続き、「交通安全の日」や「セーフティ・バイシクル・デー」の機会を捉え、街頭指導や保護誘導活動を実施するほか、「セーフティ・シルバー・デー」の機会に反射材用品の普及促進を図る。
- 引き続き、全ての座席におけるシートベルトの着用促進を図るとともに、運転中に携帯電話等を使用することは、重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、その不使用の徹底を図る。

効果的な広報の実施

- 県民に対し、効果的な広報を実施するため、各種広報媒体を活用し、交通事故の発生状況や四季の交通安全運動の重点などの広報を実施する。
- 引き続き、「交通事故防止情報」を県警ウェブサイトに登載するなど、県民への情報発信に努める。

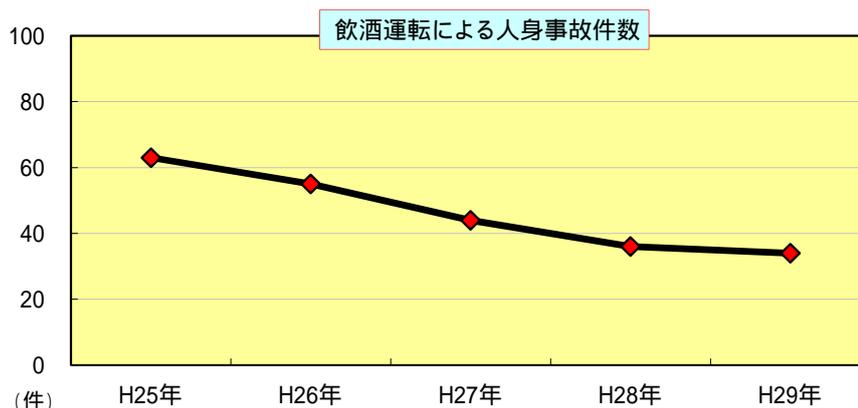
推進事項
(2)

交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進
【主担当課:交通部交通指導課】

指標

飲酒運転による人身事故件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
飲酒運転による人身事故件数	63件	55件	44件	36件	34件



平成29年の取組概要と成果

効果的な交通指導取締りの推進

- ・ 飲酒運転、著しい速度違反、横断歩行者等妨害等違反等交通事故に直結する違反や交通事故の被害軽減を進めるためのシートベルト着用義務違反を重点とした交通指導取締りを推進し、飲酒運転460件、最高速度違反9,027件、横断歩行者等妨害等違反1,852件、シートベルト着用義務違反15,733件を検挙した。
- ・ 飲酒運転に関し、運転者のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、飲酒運転幫助行為である車両等提供罪4件、酒類提供罪2件、同乗罪27件を検挙した。
- ・ 自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導を徹底し、違反者4,643人に対して指導警告書を交付した。
- ・ 高速道路において、交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反を重点に交通指導取締りを推進し、著しい速度違反、車間距離不保持、通行帯違反等10,024件を検挙した。



交通指導取締り(検問)状況

適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

- ・ 交通事故事件等の捜査について、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法に規定する危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図り、危険運転致死傷罪6件を検挙した。
- ・ 警察本部交通指導課の交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の現場臨場体制を整備するとともに、交通鑑識実践塾、巡回教養、車両衝突実験等の教育研修の機会を確保し、適正かつ緻密な捜査の推進が図られるよう、交通捜査員個々の捜査技能の向上に努めた。

- 平成29年中に発生したひき逃げ事件に対して、自動車部品画像検索システムを活用した容疑車両の特定や交通事故自動記録装置、交通事故自動見分システム、デジタル画像解析図化機等の各種捜査支援機材、システムを活用して、現場の痕跡、車両の衝突状況、車両の変形状況について科学的な分析に基づく速度鑑定を行うなど、適正かつ科学的な交通事故事件捜査を推進した。

暴走族等対策の推進

- 週末夜間を中心とした暴走族取締り及び集団暴走事件捜査を推進し、共同危険行為等により60人を検挙した。また、松阪警察署管内で発生した暴走族グループによる集団暴走事件において13人を検挙し、同グループを解散させた。
- 大型連休に合わせ、高速道路インターチェンジ等において、国土交通省中部運輸局と連携して検問を実施するなど、取締りを強化した。

平成30年（度）の取組方向

交通事故分析に基づいた交通指導取締りの推進

- 地域の交通実態や交通事故発生状況を分析した上で、飲酒運転、著しい速度違反、横断歩行者等妨害等違反、交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反、交通事故の被害軽減を進めるためのシートベルト着用義務違反等を最重点とした交通指導取締りを推進するほか、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りを実施する。また、交通事故につながり得る危険な携帯電話使用等に対する交通指導取締りを徹底する。
- 過去の事故発生場所や原因等を踏まえ、分析に基づく市街地や主要交差点等事故多発地点における交通指導取締りを更に強化するほか、積極的な街頭活動による警察官の顕示効果を高めることにより、抑止活動と検挙活動の両面から交通事故の抑止を図る。
- 警察署ごとに、交通事故実態に応じた速度取締り指針を策定し公表することで、県民に対し交通指導取締りの必要性や効果の理解について周知を図る。

適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

- ひき逃げ等悪質な交通事故事件や事故原因の究明が困難な交通事故事件は、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が現場臨場し、迅速・的確な初動捜査と捜査指揮を行うとともに、刑事部その他関係部門との連携を強化し、組織的かつ重点的な事件捜査を推進する。
- 常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システムの充実を図るなど、適正かつ緻密な捜査活動を行うための捜査支援システム等を有効活用した初動捜査の高度化を強化する。
- 交通事故事件に係る被害者支援については、交通事故被害者連絡調整官等が各所属の被害者支援担当者と連携し、被害者等の心情に配慮した適正な支援が行われるよう、その重要性や実施要領等に関する指導教養に努める。

暴走族等対策の推進

- 集団暴走事件について積極的な事件化を図り、暴走族構成員等の検挙を徹底する。また、運輸支局を始めとする自動車整備組合や、中学・高校等の関係機関・団体と連携し、不正改造防止、暴走族等への加入阻止及び立ち直り支援を推進する。

推進事項
(3)

高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進

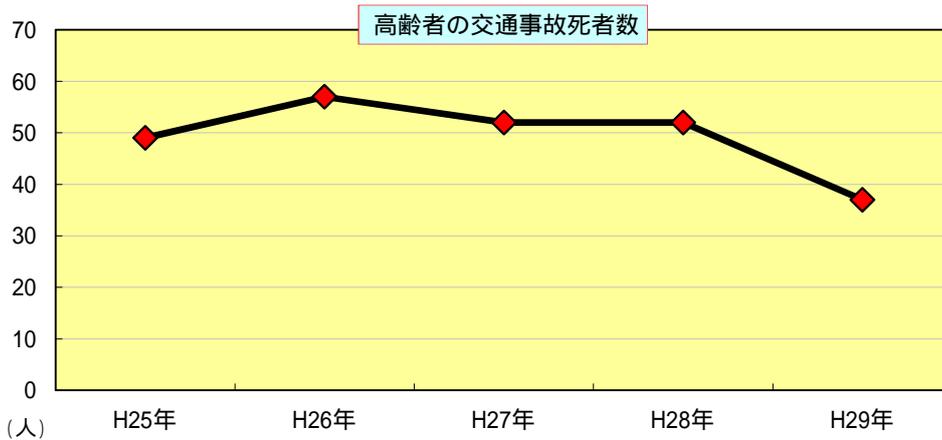
【主担当課:交通部運転免許センター】

指標

高齢者の交通事故死者数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
高齢者の交通事故死者数	49人	57人	52人	52人	37人
構成率	52.1%	50.9%	59.8%	52.0%	43.0%

(注)「構成率」は、全死者数に占める割合



平成29年の取組概要と成果

高齢運転者対策の推進

- 高齢者による交通事故を抑止するため、認知機能検査や運転適性相談等を通じ、認知症等の疑いのある運転者の把握に努めるとともに、臨時適性検査等を実施し、安全な運転に支障のある者については、運転免許の自主返納を促すほか、運転免許の取消し等の行政処分を実施した。

講習予備検査(旧法)

講習予備検査受検件数 4,545件

第1分類かつ一定の違反をした者 32人(自主返納 15人、停止 1人)

認知機能検査(平成29年3月12日道路交通法改正前の講習予備検査を含む。)

更新時・臨時認知機能検査受検件数 34,195件

第1分類となった者 825人(自主返納 284人、取消 6人)

運転適性相談

運転適性相談件数 3,321件(うち認知症に係る相談 260件)

臨時適性検査受検者数 12人(自主返納 7人、取消・停止 0人)

- 一定期間に複数回事故を起こした高齢運転者85人に対し、個々の事故内容に応じた個別指導を行い、同種事故の再発防止を図るとともに、加齢に伴う身体機能の低下が道路における行動に及ぼす影響等について理解させ、高齢運転者が関係する交通事故の抑止を図った。



飲酒運転0をめざす日
における広報啓発活動

- ・高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備を内容とする改正道路交通法が施行されたことに伴い、運転免許を返納する高齢運転者が大幅に増加したことから、高齢運転者の移動手段確保等に向け、地方自治体、民間事業者に対し、持続可能な地域公共交通網の形成や高齢者支援の拡充に関する協力・配慮を求める活動を実施した。

飲酒運転防止対策の推進

- ・広報用チラシを作成、配布するなどして「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の周知を図った。また、「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」（12月1日）には、関係機関等と連携した広報活動を実施した。
- ・ハンドルキーパー運動を推進し、地域、職域における飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図った。
- ・飲酒運転の危険性を理解させる飲酒学級や飲酒取消処分者講習を実施したほか、アルコール依存症の疑いのある者については、医療機関の受診勧奨に努めた。

適切な運転免許業務の推進

- ・危険な運転者の早期排除のため、適正かつ迅速に行政処分を執行した。
 取消総件数 571件（うち飲酒運転に係る取消 290件）
 停止総件数 3,688件（うち飲酒運転に係る停止 104件）
- ・運転免許更新時に、自動車等の運転に対する支障の有無を判断するため、また、提出された質問票に関して回答者が一定の病気等に該当するか否かを判断するため、担当する職員の専門的知識や技術の向上を図った。

平成30年（度）の取組方向

高齢運転者対策の推進

- ・引き続き、認知機能検査や運転適性相談等を通じて、認知症の疑いのある高齢運転者の把握に努めるとともに、認知機能の低下等により安全な運転に支障がある者については、運転免許の自主返納を促すほか、運転免許取消し等の行政処分を実施する。
- ・引き続き、一定期間に複数回事故を起こした高齢運転者に対して、個別指導を行うことにより、同種事故の再発防止を図るとともに、安全な運転継続を支援することで、高齢運転者が関係する交通事故の抑止を図る。
- ・高齢運転者の移動手段確保等に向け、地方自治体、民間事業者に対し、持続可能な地域公共交通網の形成や高齢者支援の必要性・重要性を広報するとともに、県内において実施されている各種支援策について広く県民に周知を図る。

飲酒運転防止対策の推進

- ・「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着を図るため、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の周知を始め、飲酒運転の危険性や重大性についての交通安全教育を実施する。
- ・飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図るため、引き続きハンドルキーパー運動を推進し、推進店や推進事業所の拡大を図る。
- ・引き続き、飲酒学級や飲酒取消処分者講習を実施するほか、アルコール依存症の疑いのある者については、医療機関の受診勧奨に努める。

適切な運転免許業務の推進

- ・交通の危険性があると判断される一定の理由が生じた者に対し、免許の保留、停止又は取消し等の行政処分を早期に執行する。
- ・意識障害や運動障害をもたらす発作等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響による交通事故を防ぐため、一定の病気等にかかっている疑いのある者の把握に努め、臨時適性検査等を迅速かつ的確に実施する。

推進事項
(4)

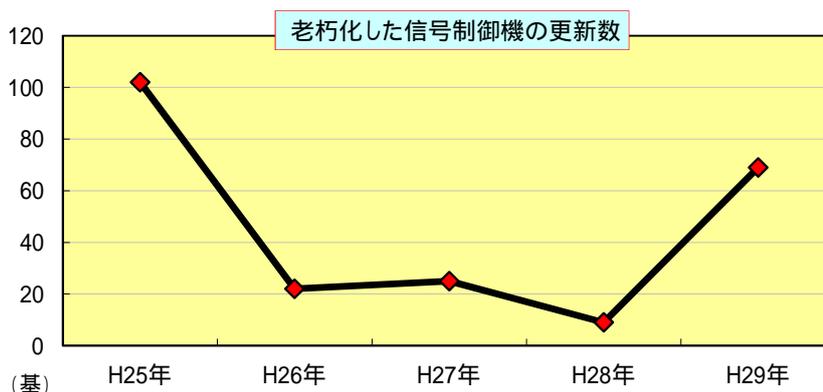
安全で快適な交通環境の整備

【主担当課:交通部交通規制課】

指標

老朽化した信号制御機の更新数

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
老朽化した信号制御機の更新数	102基	22基	25基	9基	69基



平成29年度の取組概要と成果

交通安全施設の効果的かつ効率的な整備と維持管理

- ・ 交通の安全と円滑を図るため、信号機4基を新設するとともに、老朽化した信号制御機69基及び信号柱185本を更新した。
- ・ 児童等の安全を確保するため、小・中学校の通学路等において、横断歩道の新設9箇所、塗り替え1,827本を実施したほか、歩行者用灯器8灯を増灯するなど、交通安全施設の整備を推進した。
- ・ 歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と連携し、生活道路においてゾーン30を7地区整備するとともに、通学路等の事故危険箇所に対し、道路標示の整備等の安全対策を実施した。



ゾーン30 実施状況

より合理的な交通規制の実施

- ・ 交通実態に即した交通規制を実施するため、県内14区間において規制速度の引き上げなどの見直しを図るとともに、県内7区間の駐車規制の改正・削除を実施した。また、小・中学校の統廃合等により、交通規制の必要性が低減した信号機5基の撤去及び横断歩道55箇所の改正・削除を実施した。

交通管制システムの充実

- ・ 交通管制センターのコンピュータ等の機器を更新し、最適な信号制御を実施するとともに、交通情報収集提供装置（光ビーコン）を整備し、交通情報の収集及び交通渋滞情報や交通事故情報をリアルタイムに提供することで、交通流の分散、交通渋滞の緩和等、交通の円滑化を図った。

高速道路における安全対策の推進

- ・ 道路管理者と連携し、逆走対策、車線逸脱防止対策、交通渋滞緩和対策等を実施した。

平成30年（度）の取組方向

交通安全施設の効果的かつ効率的な整備と維持管理

- ・ 交通の安全と円滑化を図るため、真に必要な場所に対する信号機の整備を始め、新たな要請、要望に応える交通安全施設の整備や老朽化する既存施設の計画的な更新等に努める。
- ・ 交通弱者に配慮した生活道路対策を推進するため、道路管理者等関係機関と連携を図り、通学路の安全対策を継続するとともに、ゾーン30の整備を推進する。

交通実態の変化に即した交通規制の実施

- ・ 道路環境、交通環境を的確に把握し、交通規制の見直し等の必要性を検討した上で、最高速度規制、駐車規制を始めとした交通規制の実施・見直しを行い、交通実態の変化に即した交通規制を実施する。

歩行者の安全確保の推進

- ・ 歩行者の安全確保を実現するため、通学路等の既設交差点における歩行者用灯器の整備や、エスコートゾーン及び視覚障害者付加装置の整備を実施する。

高速道路における安全対策の推進

- ・ 交通事故による障害の早期回復を図るとともに、交通流を確保するため、道路管理者の連携を強化する。
- ・ 交通渋滞の発生を最小限に抑えるため、道路管理者と連携し、交通渋滞緩和対策を推進する。

執行の 重点 4

子供・女性を守る取組と少年健全育成 対策の推進

【主担当：生活安全部】

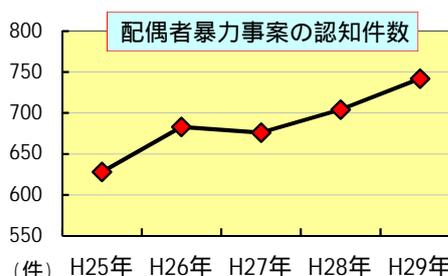
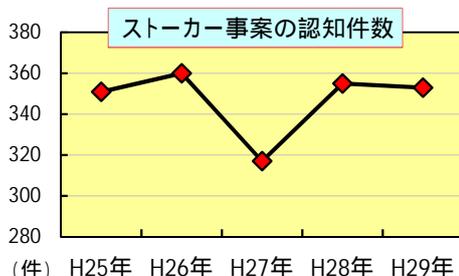
目的（対象、意図）

ストーカー・配偶者暴力事案、児童虐待事案、性犯罪等の被害から子供や女性を守るための取組を推進するほか、非行少年を生まない社会づくりなど少年の非行防止・保護総合対策を推進する。

指標

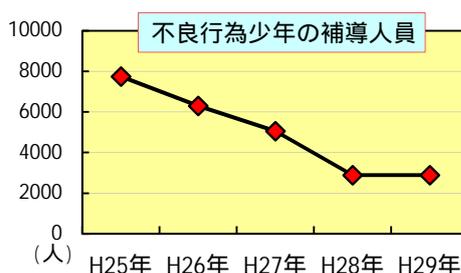
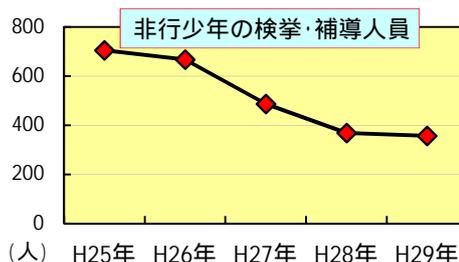
1：ストーカー・配偶者暴力事案の認知件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
ストーカー事案	351件	360件	317件	355件	353件
配偶者暴力事案	628件	683件	676件	704件	742件



2：非行少年等の検挙・補導人員

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
非行少年	705人	668人	487人	368人	357人
不良行為少年	7,747人	6,305人	5,061人	2,887人	2,886人



平成29年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ ストーカー・配偶者暴力事案に対しては、被害者等の安全確保を最優先に、被害者等の一時避難に伴う支援などの保護対策に加え、改正ストーカー規制法を効果的に活用し、加害者の検挙や行政措置を実施するなど、迅速・的確かつ総合的な対処を講じた。

依然として、ストーカー・配偶者暴力事案の認知件数が高水準で推移していることから、引き続き、被害者等の安全確保を最優先とした組織的対応を推進し、関係機関とも連携して被害の未然防止・拡大防止を図る。

- ・ 非行少年等の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、少年による殺人、強盗等の凶悪事件も発生しており、刑法犯少年の再犯者率も依然として3割を超えている状況にある。引き続き、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援し、再非行を防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を向上させるなど、「非行少年を生まない社会づくり」を推進する。また、児童虐待や児童ポルノ、児童買春等の性的犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼす悪質な行為であることから、被害児童の早期発見・保護、少年の福祉を害する犯罪の取締り、子供の性被害防止のための広報啓発活動等を実施する。

推進事項 (1)

ストーカー・配偶者暴力事案を始めとする人身安全
関連事案に対する迅速・的確かつ総合的な対応
【主担当:生活安全部人身安全対策課】

平成29年(度)の取組概要と成果

組織による迅速・的確な対応の推進

- 平成29年中に認知したストーカー事案353件について、加害行為を防止し、被害者等の安全を確保するため、ストーカー規制法違反事件14件、刑法等の他法令により26件を検挙したほか、ストーカー規制法に基づく警告84件及び禁止命令23件を発出した。また、配偶者暴力事案742件について、保護命令違反事件1件、刑法等の他法令により82件を検挙した。
- 被害者等の安全確保を最優先に、平成29年度中、5事案11名の被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費公的負担制度による支援を実施したほか、警戒監視システムや位置情報提供システムの貸出など各種支援を的確に講ずるなど、被害者等の保護対策を徹底した。
- ストーカー事案や配偶者暴力事案等の特性を踏まえた迅速・的確かつ総合的な対応を徹底するため、事案を担当する職員に対して、対応能力の向上を図るための研修会や実戦塾の開催、改正ストーカー規制法の適正な運用に向けた改正法の趣旨や内容に関する教養を実施した。

関係機関・団体と連携した被害防止対策の推進

- 県が主催する「配偶者からの暴力の防止等連絡会議」等に参加し、被害者等の保護対策や配偶者暴力事案への対応等について、関係機関・団体との情報共有と連携強化を図った。
- 内閣府等が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、テレビのデータ放送を活用し、ストーカーや配偶者暴力被害の早期相談等について広報したほか、交番・駐在所の広報紙を活用した相談窓口の紹介、関係機関等との連携による駅、ショッピングセンター等での街頭広報啓発活動を実施した。

平成30年(度)の取組方向

組織による迅速・的確な対応の推進

- ストーカー事案及び配偶者暴力事案の認知件数が依然として高水準で推移していることから、引き続き、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性を組織的に判断し、事案に応じた迅速・的確かつ総合的な対応を徹底する。

関係機関・団体と連携した被害防止対策の推進

- 関係機関・団体と緊密に連携し、一時避難先の確保や防犯指導、自衛手段等の対応要領の教示等、被害者等の安全を確保するための対策を強化するほか、ストーカー加害者自身が抱える問題にも着目し、検挙等の措置を講じた者のうち、カウンセリング等を希望する者に対し、地域の精神科医等と連携した対策を講ずる。

**推進事項
(2)**

性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的活動の推進

【担当:生活安全部人身安全対策課】

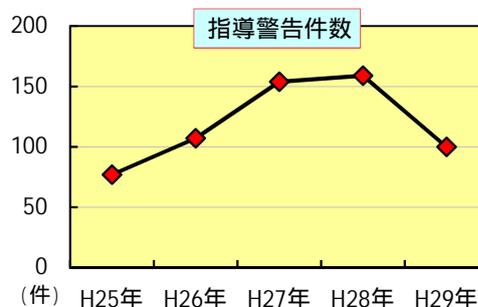
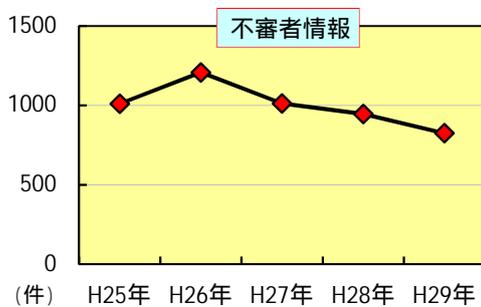
指標

1：不審者情報の認知件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
認知件数	1,010件	1,208件	1,012件	947件	825件

2：先制・予防的活動（指導警告）の実施状況

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
指導警告件数	77件	107件	154件	159件	100件



平成29年（度）の取組概要と成果

子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止の推進

- ・子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に対しては、周辺での捜査や警戒活動により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動を推進し、平成29年中、行為者への指導・警告を100件実施した。

情報発信活動の推進

- ・子供や女性に対する声掛け、つきまとい等の不審者情報を収集し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、県警ウェブサイトへの掲載や携帯電話利用者向けのメール配信等による情報発信を行った。

子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置の推進

- ・法務省から警察庁を通じて提供を受けた子供対象・暴力的性犯罪の前歴者に関する出所情報に基づき、当該対象者の定期的な所在確認を行ったほか、対象者の同意を得た上で面談を行い、再犯防止のための助言・指導を行った。

平成30年（度）の取組方向

子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止の推進

- ・引き続き、警察署と連携し、先制・予防的活動を実施して子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図る。

情報発信活動の推進

- ・引き続き、収集した不審者情報について、関係者のプライバシーに配慮しつつ、県民への情報発信を推進する。

子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置の推進

- ・引き続き、警察署と連携し、子供対象・暴力的性犯罪出所者に対する再犯防止措置を推進する。

推進事項
(3)

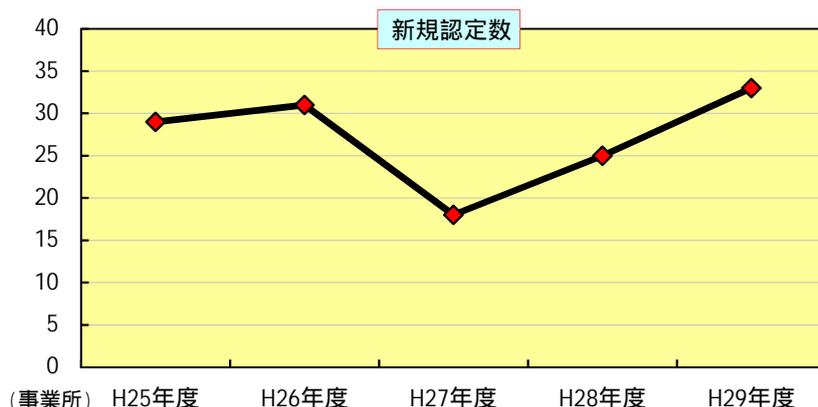
関係機関・団体等と連携した通学路等の安全
確保の推進

【主担当:生活安全部生活安全企画課】

指標

子ども安全・安心の店の新規認定数

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
認 定 数	29事業所	31事業所	18事業所	25事業所	33事業所



平成29年(度)の取組概要と成果

通学路等における安全対策の推進

- ・ 子供が安全に登下校等ができるよう、登下校時間帯を始め、子供の屋外での活動時間帯を中心に、通学路や公園等の警戒活動を強化したほか、学校や防犯ボランティア等と連携した子供の見守り活動を推進した。
- ・ 通学路に面して事務所を構え営業する事業所等のうち、子供の緊急時の保護や見守り活動、地域への情報発信活動等に積極的かつ継続的に取り組む33事業所を新たに三重県警察認定「子ども安全・安心の店」に認定し、認定事業所数は212事業所となった。



防犯ボランティアによる子供の見守り活動

不審者情報の迅速な把握と提供

- ・ 警察で把握した不審者情報については、関係者のプライバシーに配慮した上で、県警ウェブサイトや犯罪情報マップにおける発生情報の掲載、電子メールによるタイムリーな情報発信等を通じた県民への注意喚起を行い、被害の未然防止を図った。

被害防止教育の推進

- ・ 子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、学校、教育委員会等と連携し、不審者からの声掛けなど危険な事態に遭遇した場合の対応要領等について、参加・体験型の誘拐防止教室等を行った。
- ・ 教職員を対象に、学校への不審者の侵入を想定した対応訓練を実施し、安全な避難要領や防犯器具の適切な使用方法など、緊急時の対応要領について指導を行った。



誘拐防止教室の開催

平成30年（度）の取組方向

通学路等における安全対策の推進

- ・ 通学路等における不審者情報の発生場所や時間帯を重点に、制服警察官による警戒活動や関係機関・団体、地域住民等と連携した子供の見守り活動を強化するとともに、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の拡充を行い、通学路等の安全対策を一層推進する。

不審者情報の迅速な把握と提供

- ・ 不審者情報の迅速かつ正確な把握に努めるとともに、事案概要や防犯対策に役立つ情報については、各種広報媒体を活用し、関係者のプライバシーに配慮した上で、地域住民、学校、教育委員会等へのタイムリーな情報提供を実施する。

被害防止教育の推進

- ・ 子供に身の危険を察知する能力を身に付けさせるため、学校、教育委員会等と連携した防犯教室等を開催し、危険な事態に遭遇した場合の対応要領等に関する参加・体験型の被害防止教育を推進する。

推進事項
(4)

児童虐待への対応における取組の強化

【主担当:生活安全部少年課】

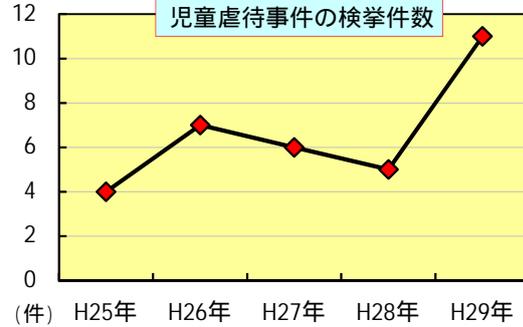
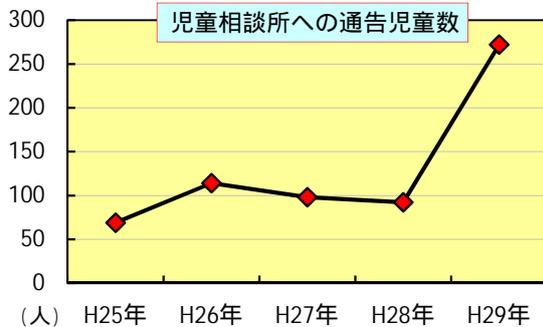
指標

1: 児童相談所への通告児童数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
通告人員	69人	114人	98人	92人	272人

2: 児童虐待事件の検挙件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
検挙件数	4件	7件	6件	5件	11件



平成29年(度)の取組概要と成果

児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

- 平成29年中、警察から児童相談所へ通告した児童数は272人であり、事案に応じ、被害児童の保護、加害者への指導警告、児童相談所、学校、市町等と連携した対応等、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を徹底した。
- 警察署長会議、生活安全課長等会議における訓示・指示、生活安全任用科における教養、警察署に対する巡回業務指導、執務資料の配布等により、児童虐待事案への適切な対応の徹底を図った。

関係機関との連携強化

- 平成29年3月、児童相談所等との間で児童虐待事案に係る情報共有に関する申合せを締結し、児童相談所との連携を強化した。
- 立入調査、援助要請等を想定したロールプレイング方式による児童相談所との合同訓練の実施や、「児童虐待に係る関係行政機関職員研修会」への参加等を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、被害児童等への適切な対応に関する知識・技能の向上を図った。
- 各市町に設置の要保護児童対策地域協議会等への参加を通じ、関係機関との間で、児童虐待事案に関する情報共有、連携強化を図った。



警察と児童相談所との合同訓練

厳正な捜査と被害児童の支援

- 平成29年中、緊急性・重大性が高い児童虐待事案11件を事件化し、加害者11人を検挙した。
- 被害児童等の負担を軽減し、供述の信用性を担保するため、被害児童等からの事情聴取に当たっては、検察庁及び児童相談所と連携し、三者の代表者による聴取を推進した。

- ・ 警察庁、児童相談所、検察庁等が開催する被害児童からの聴取技法に関する研修会に参加し、被害児童からの聴取技法に関する知識・技能の修得に努めた。
- ・ 被害児童に対し、少年サポートセンターが中心となって、家庭訪問や被害児童との面接などの継続的な支援を実施した。

平成30年（度）の取組方向

児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

- ・ 児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護を徹底するため、各種会議、巡回業務指導、学校教養等を通じ、児童虐待の危険度・緊急度を的確に判断できるよう指導・教養を行う。

関係機関との連携強化

- ・ 関係機関との合同訓練や合同研修に積極的に参加し、関係機関との連携強化と現場対応力の向上を図る。
- ・ 保護者の監護下にある児童虐待の被害児童に対しては、関係機関等と情報共有を図り、危険度に応じて継続的に現状を把握することで、再被害防止の措置を講ずる。

厳正な捜査と被害児童の支援

- ・ 事態が深刻化する前に被害児童を救出、保護するため、生活安全部門と刑事部門が緊密に連携し、迅速・的確な捜査を推進する。
- ・ 検察庁及び児童相談所と連携し、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保の双方に資する聴取方法により、被害児童からの事情聴取を行う。

推進事項
(5)

集団的不良交友関係を視野に入れた少年事件捜査の推進

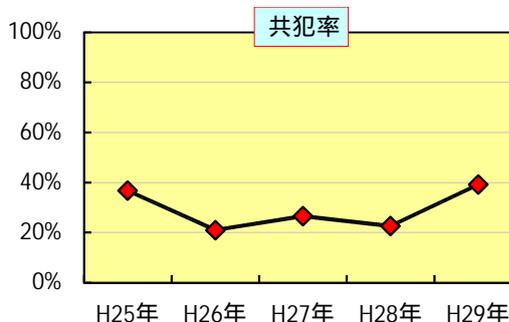
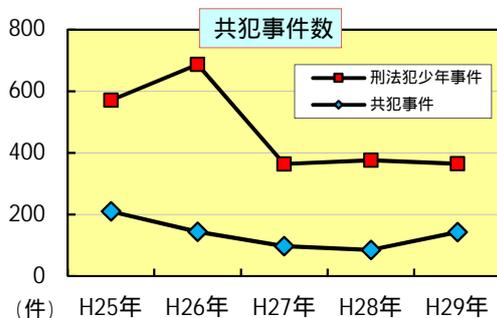
【主担当:生活安全部少年課】

指標

刑法犯少年事件における共犯率

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
刑法犯少年事件(件数)	571件	687件	364件	376件	365件
共犯事件	210件	144件	97件	85件	143件
共犯率	36.8%	21.0%	26.6%	22.6%	39.2%

(注) 刑法犯少年事件は、触法少年による事件を除く。
共犯率とは、刑法犯少年の検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。少年と成人との共犯事件は含まれていない。



平成29年(度)の取組概要と成果

情報収集及び実態把握

- 各種警察活動を通じ、ゲームセンター、カラオケボックス、大型商業施設等の少年のい集場所や、不良交友グループ等に関する情報収集及び実態把握に努めるとともに、関係部門が緊密に連携し、情報共有を図った。

集団的不良交友関係が背景にうかがわれる少年事件の検挙・補導

- 平成29年中、刑法犯で検挙・補導した少年事件のうち、共犯事件は143件(2人組133件、3人組6件、4人組3件、6~9人組1件)で、共犯率は39.2%であった。
- 暴走族による集団暴走に対し、共同危険行為等禁止違反を始め、各種法令を適用した取締りを推進した。

立ち直り支援活動の推進

- 検挙・補導した少年に対して、少年警察ボランティア等と連携し、少年サポートセンターが中心となって居場所づくりなどの立ち直り支援を実施した。

平成30年(度)の取組方向

情報収集及び実態把握

- 関係部門間の連携による情報共有を図るとともに、学校・教育委員会、少年警察ボランティア等との連携による学校単位での不良交友関係の実態把握を推進する。

集団的不良交友関係が背景にうかがわれる少年事件の検挙・補導

- 収集した情報や把握した実態を分析し、集団的不良交友関係の解消に向けた対策や検挙・補導活動を推進する。

立ち直り支援活動の推進

- 検挙・補導した少年に対し、集団的不良交友関係に代わる居場所づくり等の立ち直り支援活動を推進する。

**推進事項
(6)**

街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進
【主担当:生活安全部少年課】

指標

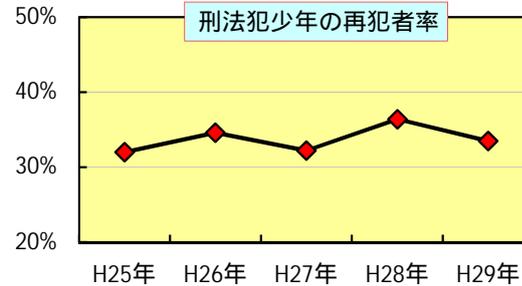
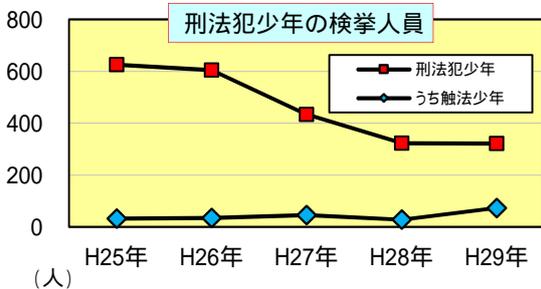
1: 刑法犯少年の検挙・補導状況

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
検挙人員	625人	605人	433人	322人	321人
うち触法少年	32人	35人	45人	28人	73人

2: 刑法犯少年の再犯者率

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
再犯者率	32.0%	34.6%	32.2%	36.4%	33.5%

(注)再犯者率は、触法少年を除く。



平成29年(度)の取組概要と成果

少年に手を差し伸べる立ち直り支援(三重県版コネクションズ)の推進

- ・ 非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するため、平成23年3月から三重県版コネクションズに取り組んでおり、平成30年3月末までに、延べ146人を対象に、少年サポートセンターが中心となって継続的な指導・助言、就労支援、居場所づくり活動等の支援を延べ2,612回実施した。
- ・ 居場所づくり活動では、関係機関、少年警察ボランティア等と連携し、農業体験、生産体験、料理体験、スポーツ活動等を実施した。



農業体験

少年を見守る社会気運の向上

- ・ 平成29年度、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等において、延べ543回、53,357人の児童・生徒等を対象に、非行防止や犯罪被害防止のほか、インターネット利用に関する危険性や適切な利用等をテーマとする非行防止教室を実施して、少年の規範意識の向上を図った。
- ・ 少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動、通学路等における少年への呼び掛け・あいさつ運動等を実施した。
- ・ 各地域で開催される自治会やPTAの総会、学校関係者の会議等において、少年非行の情勢や被害要因等の情報発信を行った。



保育園における非行防止教室

平成30年（度）の取組方向

少年に手を差し伸べる立ち直り支援(三重県版コネクションズ)の推進

- ・ 関係機関や少年警察ボランティアの協力を得ながら、引き続き、三重県版コネクションズに取り組み、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援活動を推進する。

少年を見守る社会気運の向上

- ・ 警察職員による非行防止教室を継続実施するとともに、特に、低年齢のうちから規範意識の向上を図り、将来の非行を防止するため、保育園・幼稚園児、小学生の低学年を対象とした非行防止教室「キッズ“輝け” (KAGAYAKE)スクール」を積極的に実施する。

推進事項
(7)

悪質性の高い福祉犯の取締りの強化と少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

【主担当:生活安全部少年課】

指標

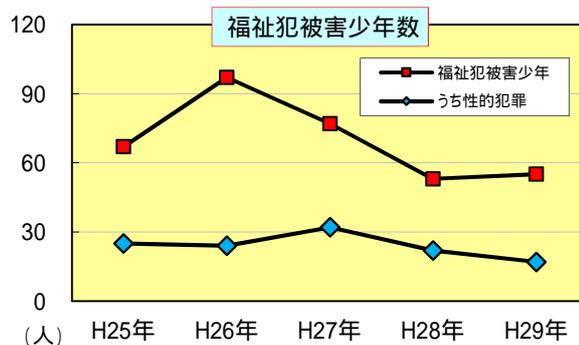
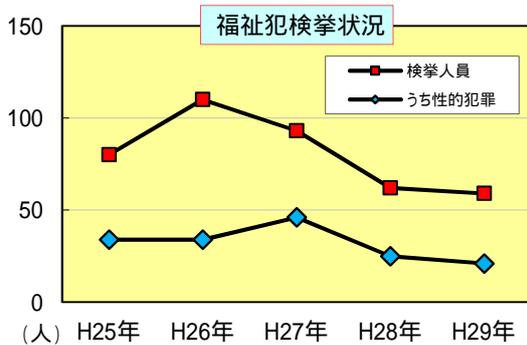
1: 福祉犯の検挙人員

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
福祉犯検挙人員	80人	110人	93人	62人	59人
うち性的犯罪	34人	34人	46人	25人	21人

(注) 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。
性的犯罪の福祉犯とは、児童買春事犯、児童ポルノ事犯、三重県青少年健全育成条例(いん行又はわいせつな行為等の禁止)違反等をいう。

2: 福祉犯の被害少年数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
福祉犯被害少年	67人	97人	77人	53人	55人
うち性的犯罪	25人	24人	32人	22人	17人



平成29年（度）の取組概要と成果

児童ポルノ事犯等福祉犯取締りの推進

- 少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する福祉犯の取締りを推進し、平成29年中59人を検挙し、被害少年を55人を保護した。
- 福祉犯のうち、児童ポルノ事犯等の性的犯罪で21人を検挙し、被害少年17人を保護した。

被害少年の保護・支援活動

- 平成29年中、福祉犯の被害少年3人について、少年サポートセンターが中心となり、カウンセリング等の支援を継続的に実施した。
- 警察庁、児童相談所等が開催する研修会に捜査員等が参加し、被害児童の負担軽減と供述の信用性担保の双方に資する聴取技法に関する知識・技能の修得に努めた。

携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策の推進

- インターネットを利用して性被害に遭う児童が後を絶たないことから、児童・生徒や保護者等を対象に、インターネット利用に起因する被害事例等の情報提供や自画撮り被害の防止等について啓発活動を実施した。
- 携帯電話販売店等に対し、警察職員による立入りを実施し、三重県青少年健全育成条例に基づくフィルタリングサービスに関する説明義務の徹底等を指導・要請した。

平成30年（度）の取組方向

被害児童の早期発見と児童ポルノ事犯等福祉犯取締りの推進

- ・サイバー補導やサイバーパトロールを強化し、福祉犯の被害少年を早期に発見・保護するとともに、福祉犯取締りを推進する。

捜査員等の捜査能力の向上

- ・福祉犯の取締りに従事する捜査員や被害児童の支援を担当する職員を対象に、研修、教養等を実施して、捜査能力等の向上を図る。

携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策の推進

- ・子供の性被害を防止するため、関係機関、団体等と連携し、児童・生徒や保護者等を対象とした広報啓発活動を実施する。

推進事項
(8)

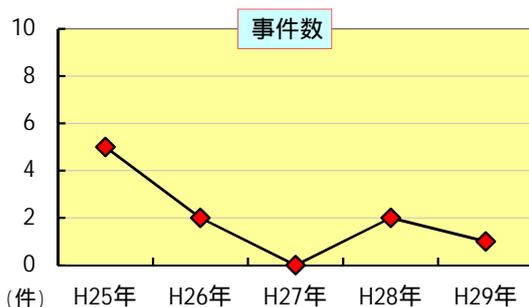
学校におけるいじめ問題への的確な対応

【主担当:生活安全部少年課】

指標

いじめに起因する事件数、検挙・補導人員

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
事 件 数	5件	2件	0件	2件	1件
検挙・補導人員	3人	6人	0人	3人	1人



平成29年（度）の取組概要と成果

いじめ事案の早期把握

- 平成29年中、いじめに関する相談を41件受理し、事案に応じて学校、教育委員会等の関係機関と連携を図り、少年、保護者等に対する助言・指導等を行った。

学校、教育委員会等との連携強化

- いじめ問題に適切に対応するため、「三重県いじめ問題対策連絡協議会」において関係機関・団体と情報交換等を行った。
- 学校警察連絡協議会等の場を通じて、教育委員会、学校等といじめ事案に関する情報共有に努めた。

把握したいじめ事案への的確な対応

- 平成29年中、悪質ないじめ事案について1件1人を検挙した。
- 平成29年中、いじめ事案の被害少年1人に対し、少年サポートセンターの少年補導員による継続的な支援を行った。

平成30年（度）の取組方向

いじめ事案の早期把握

- いじめに関する相談を、警察署及び「少年相談110番（0120-41-7867）」で受理していることから、その周知を図るため、各種広報媒体を活用した広報を実施する。

学校、教育委員会等との連携強化

- 非行防止教室において、コミュニティサイト等によるいじめや、いじめが刑事罰の対象となること等について説明するなど、学校等と連携していじめ問題に対応する。

把握したいじめ事案への的確な対応

- 把握したいじめ事案については、被害少年や保護者等の立場に立ち、迅速な捜査、調査活動を行うとともに、学校等と連携し、被害の深刻化の防止を図る。

執行の 重点5

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態 に備えた対策の推進

【主担当：警備部】

目的（対象、意図）

厳しい国際テロ情勢を踏まえ、テロ等違法行為の未然防止に向けた各種対策を推進する必要がある。また、南海トラフ地震を始めとする大規模災害等緊急事態に万全な対処が必要である。

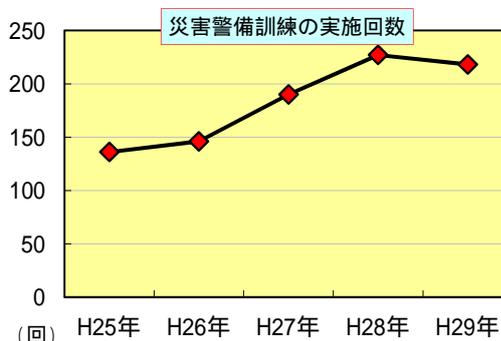
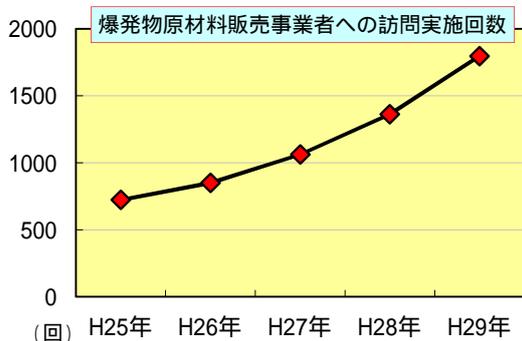
指標

1：爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者への訪問実施回数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
訪問実施回数	723回	851回	1,061回	1,362回	1,797回

2：災害警備訓練の実施回数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
警察が実施した訓練	54回	53回	96回	114回	127回
県、市町等が主催する訓練への参加	82回	93回	94回	113回	91回
合計	136回	146回	190回	227回	218回



平成29年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・官民一体となったテロ対策を推進するため、「テロ対策パートナーシップ」を通じて研修会の開催やテロ対策合同訓練等を実施した。今後も、テロ対策パートナーシップ参画機関による主体的なテロ対策活動を促進するなど、テロの未然防止に向けた活動を推進する必要がある。
- ・厳しい国際テロ情勢等に対処するため、治安に影響を及ぼす様々な事象に係る情報収集や不法滞在外国人の検挙・摘発、いわゆる犯罪インフラ事犯の取締りを実施した。今後も、大規模行事に備えた情報収集や不法滞在等関連事犯等の検挙・取締りを推進する必要がある。
- ・テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警備情勢の下、的確な警衛警護警備に向けた取組を推進して要人等の身の安全を確保した。今後も、大規模警備に備えた各種計画の策定や部隊員等の練度の向上に取り組む必要がある。
- ・大規模災害等緊急事態に対処するため、各種計画や施策について見直しを行うとともに、災害警備本部機能の充実、関係機関と連携した合同訓練等を実施した。今後も、緊急事態における対処能力の向上に取り組む必要がある。

推進事項
(1)

「テロ対策パートナーシップ」を始めとする官民一体となったテロ対策の推進
【主担当：警備部警備企画課】

平成29年（度）の取組概要と成果

テロ対策パートナーシップによる取組

- 官民一体でテロ対策を推進する「テロ対策パートナーシップ」では、「みテますキーブ制度」（パートナーシップごとに、一定期間、テロ対策活動を重点的に取り組む参画機関を指定し、主体的な活動の促進を図る制度）を中心に、テロ対策合同訓練や研修会、広報啓発活動等に取り組むなど、テロ対策を推進した。



テロ対策パートナーシップ合同研修会



みテますバッジ



テロ対策合同訓練

爆発物原料取扱事業者等に対する管理者対策の徹底

- 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等への個別訪問を継続的に行うほか、不審購入者の来店等を想定した「ロールプレイング型訓練」を事業者と実施するなどして、販売時における本人確認の徹底、保管管理の強化、不審情報の通報等を要請した。さらに、テロリストが利用する可能性があるホテル等の宿泊施設やインターネットカフェ、レンタカー事業者等との連携を図り、テロ等違法行為の未然防止に努めた。



管理者対策推進状況

国際港湾対策の推進

- 県内の各国際港湾（四日市港、津港及び松阪港）における港湾保安委員会への出席や水際危機管理コアメンバー会合の開催等を通じ、関係機関との連携強化及び情報共有の徹底を図ったほか、テロの発生を想定した合同訓練に参加するなど、水際対策の強化に努めた。
- 税関、海上保安庁等と連携し、国際埠頭施設周辺の警戒を強化するとともに、外国船の入港時には、船舶関係者に対する管理者対策を実施するなど、不審な入国者の発見に努めた。



国際港湾における合同訓練

サイバー攻撃対策の推進

- 重要インフラ事業者等との各種取組（三重県サイバーテロ対策協議会、サイバーテロ共同対処訓練等）やテロ対策パートナーシップと連携した活動を通じ、サイバー空間の脅威やサイバーセキュリティに関する情報の共有及び対処能力の強化に努めるなど、官民連携による被害の未然防止対策を推進した。

平成30年（度）の取組方向

テロの未然防止に向けた官民一体の取組

- ・官民一体となったテロ対策を推進するため、「テロ対策パートナーシップ」を効果的に運用し、会議等における情報共有やテロ対策合同訓練、広報啓発、「みテますキーブ制度」等に取り組み、「テロを許さない社会・地域づくり」を推進する。

爆発物原料取扱事業者等に対する管理者対策の徹底

- ・爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者、宿泊施設、インターネットカフェ等に対する管理者対策の実施により、今後も県民の理解と協力の確保に努め、不審情報を速やかに把握できる態勢の構築を図る。

国際港湾対策の推進

- ・各港湾保安委員会や水際危機管理コアメンバー会合の開催、テロを想定した合同対処訓練を通じて、関係機関との連携強化及び情報共有体制の確立を図るなど、水際危機管理体制を強化するとともに、関係機関と連携した国際埠頭施設周辺での警戒活動を実施して不審者の発見に努めるなど、警戒の徹底を図る。

サイバー攻撃対策の推進

- ・重要インフラ事業者等を対象としたサイバーテロ共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナー、テロ対策パートナーシップと連携した各種活動（講演、デモンストレーション等）を実施するなど、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスの未然防止に係る取組を推進する。
- ・サイバー空間の脅威に的確に対応するため、重要インフラ事業者等との連携を強化し、事案発生時における被害の拡大防止や実態解明措置を講ずるとともに、違法行為に対する厳正な取締りを推進する。

**推進事項
(2)**

多様化する脅威に対応した情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底

【主担当：警備部警備第一課】

平成29年（度）の取組概要と成果

情報収集の強化及び違法行為の検挙

- ・ 治安に影響を及ぼす国際テロ組織、オウム真理教、極左暴力集団、右翼等の動向について、県民の理解と協力を得ながら、関連情報の収集及び総合的な分析を推進し、中核派活動家を電子計算機使用詐欺で検挙するなど、各種テロ事案の「予兆」の把握や国内における違法行為等の未然防止に努めた。

対日有害活動等への対応

- ・ 他県警察、税関等の関係機関と緊密に連携して不正輸出入事案に係る違法行為の情報収集及び分析強化に努めたほか、先端技術を有する企業の輸出動向等について実態解明を推進し、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出犯罪の端緒情報の入手に努めた。
- ・ 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案について、関係機関と連携強化を図るとともに、情報提供の呼び掛けや拉致問題啓発用ポスターの掲示、北朝鮮人権侵害問題啓発週間での各種広報媒体を活用した関連情報の収集に努めた。

不法滞在等関連事犯取締りの推進

- ・ 入国管理局と連携し、不法滞在外国人の検挙・摘発を推進した。また、不法滞在を助長する、いわゆる犯罪インフラ事犯に対する取締りを推進し、不法就労助長事件、地下銀行事件等を検挙した。

平成30年（度）の取組方向

情報収集の強化及び違法行為の検挙

- ・ 国際テロ情勢は、ますます厳しさを増し、我が国における国際テロの脅威が現実のものとなっている中、今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2021年三重とこわか国体等が開催される。これら大規模行事を控え、各種テロ事案を未然に防止するためには、県民の理解と協力の確保に努めるとともに、関係機関と緊密に連携した幅広い情報収集により、各種テロ事案の「予兆」を把握し、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙を図る。

対日有害活動等への対応

- ・ 諸外国による我が国の国益を損なう各種活動が懸念されることから、関連情報の収集、分析に努め、違法行為の事件化を推進する。
- ・ 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案について、あらゆる機会を通じた関連情報の収集を図るとともに、関係機関と緊密に連携し、捜査・調査を推進する。

不法滞在等関連事犯取締りの推進

- ・ 入国管理局との緊密な連携の下、不法滞在外国人等の検挙・摘発を一層推進するとともに、不法滞在等を助長する犯罪インフラ事犯の検挙・取締りを推進する。

推進事項
(3)

情勢に応じた的確な警戒警備の徹底

【担当:警備部警衛対策課】

平成29年(度)の取組概要と成果

要人等の来県に伴う警衛警護警備

- ・テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警備情勢の下、的確な警衛警護警備に向けた取組を推進して要人等の身辺の安全を確保した。

重要防護施設等に対する警戒警備

- ・公共交通機関におけるテロ発生を想定した合同訓練を実施するなど、各種施設の管理者等に対し、テロに対する危機管理意識の醸成や対処能力の向上に努めたほか、情勢に応じた警戒警備を実施した。

情勢に応じた的確な集会・デモ等警備

- ・右翼団体による領土問題等を捉えた車両街頭宣伝活動、右派系市民グループによる韓国や北朝鮮との問題等を捉えた街頭宣伝活動など、各種集会・デモ等に対して、違法行為の未然防止を図るとともに、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じた。



伊勢神宮参拝



警衛警備訓練

平成30年(度)の取組方向

要人等の来県に伴う警衛警護警備

- ・警備要員に対し、必要な実戦的教養訓練を実施し、対処能力の向上に努めるとともに、要人等の来県に際しては、諸情勢を総合的に判断した的確な警衛警護警備を実施する。

重要防護施設等に対する警戒警備

- ・各種テロ情勢を踏まえ、テロの対象となり得るライフライン施設、公共交通機関等に対する管理者対策、自主警備等の徹底を促進するとともに、各種合同訓練等の開催を通じて連絡・連携体制を一層強化する。

情勢に応じた的確な集会・デモ等警備

- ・各種街頭宣伝活動において、市民生活に多大な影響を及ぼす悪質なものについては、各種法令を適用して徹底した取締りに努めるとともに、集会・デモ等についても、違法行為の未然防止を図り、厳正公平な立場で必要な警備措置を講ずる。

推進事項
(4)

危機管理体制の確立及び対処能力の向上と緊急事態
における迅速・的確な対処

【主担当：警備部警備第二課】

平成29年（度）の取組概要と成果

各種計画や施策の見直し

- ・大規模災害に対処するために策定した「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」、「三重県警察業務継続計画」、「三重県警察災害派遣隊の設置等に関する要綱」、「三重県警察災害対策検討委員会設置要綱」、「三重県警察大震災活動要領」、「大規模災害発生時における支援員運用要綱」の見直しを行った。
- ・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」等に基づき、三重県警察において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するために策定した「三重県警察国民保護警備計画」の見直しを行った。

災害警備本部機能の充実

- ・大規模災害発生時、本部庁舎8階大会議室に設置する災害警備本部の機能充実のため、大会議室をフリーアクセスフロアへと改修し、大型マルチスクリーン（55インチ液晶テレビの6画面）の整備を行い、運用を開始した。また、各種災害情報を幅広く収集することを目的に、インターネット回線を増設した。

指導教養及び実戦的訓練の実施

- ・大規模災害発生時における初動対応の重要性に鑑み、南海トラフを震源域とする震度7の地震が発生したとの想定の下、警察本部職員による非常参集訓練を実施した。その後、参集した職員による災害警備本部設置訓練を実施するとともに、設置された災害警備本部において、警察本部と警察署間の連動した図上訓練を実施するなど、指揮機能及び初動対応などの対処能力の強化を図った。また、各警察署においても、管轄区域内の地勢的特性等を踏まえた防災訓練を実施した。
- ・南海トラフ地震の発生に伴い、警察本部における災害警備本部の運営が困難になったとの想定の下、代替施設である警察学校（武道場）への災害警備本部機能の移転訓練を行った。
- ・災害警備専科を始めとする各種教養の機会を捉えた危機管理意識の醸成を図ったほか、装備資機材取扱訓練等を実施するなど、事態対処能力の向上に努めた。



警察本部における図上訓練

関係機関との緊密な連携の確保

- ・中部管区広域緊急援助隊合同訓練（福井県小浜市）、和歌山県警察との合同災害警備訓練（和歌山県新宮市）を実施するなど、他県警察部隊との連携強化と事態対処能力の向上に努めた。また、陸上自衛隊中部方面隊主催の図上訓練「南海レスキュー」、三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練、三重県総合図上訓練及び各自治体主催の防災訓練に参加するなど、合同訓練を通じた防災関係機関との連携強化に努めた。
- ・三重県国民保護共同図上訓練、治安出動を想定した三重県警察と陸上自衛隊との共同実動訓練など、関係機関と連携した訓練を実施し、緊急事態発生時における危機管理能力の向上に努めた。
- ・防災・危機管理関係機関との各種会議、合同訓練等を通じて顔の見える関係の構築を図り、情報共有や連携強化に努めた。



三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町防災

平成30年（度）の取組方向

各種計画や施策の見直し

- ・ 各種警備計画等については、真に機能するものとなるよう実戦的な訓練を継続的に実施するとともに、その計画内容の検証及び改善を継続的に推進する。
- ・ 大規模災害等の対応で得られた反省・教訓事項や政府・県レベルで策定される各種方針を踏まえ、各種計画や施策の見直しを行う。

装備資機材の適切な配備

- ・ 大規模災害等における各種活動で得た経験を活かし、引き続き、計画的な装備資機材の配備を推進するとともに、適正な保守管理と効果的な運用を図る。

指導教養及び実戦的訓練の実施

- ・ 災害発生時等の緊急事態に際し、警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実効ある指導教養を行うとともに、実戦的かつ効果的な訓練を実施する。
- ・ 非常招集訓練や図上訓練等の実戦的な訓練の実施により、対処能力の向上を図る。

関係機関との緊密な連携の確保

- ・ 災害現場での救出救助能力及び緊急事態等における事態対処能力の向上を図るため、関係機関等との実戦的な合同訓練を実施する。
- ・ 各種会議や合同訓練等を通じ、関係機関との連携強化を図る。

執行の 重点6

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

【主担当：生活安全部】

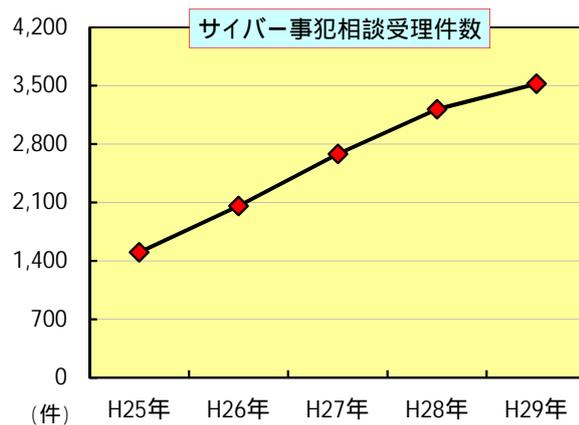
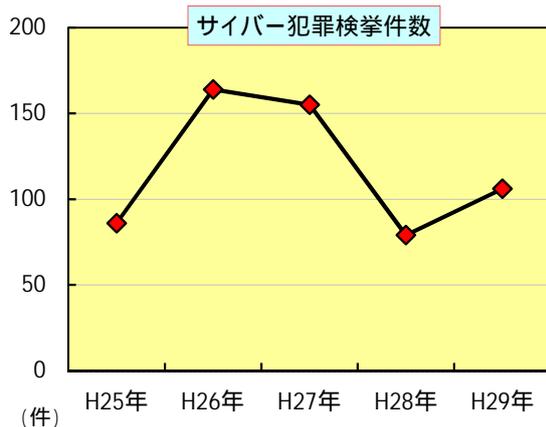
目的（対象、意図）

サイバー空間をめぐる情勢の変化に的確に対応し、これらの脅威に対して先制的かつ能動的に対処するための対策を推進する。

指標

サイバー犯罪検挙件数、サイバー事犯相談受理件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
サイバー犯罪検挙件数	86件	164件	155件	79件	106件
サイバー事犯相談受理件数	1,504件	2,061件	2,682件	3,219件	3,524件



平成29年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ 知見を有する学術機関、民間事業者と連携し、官民一体となってサイバー犯罪の被害防止対策を推進した。また、サイバーセキュリティ対策に関し、情報共有、情報発信、啓発活動等を行うことを目的とする産学官連携の枠組みを発足させた。
- ・ サイバー犯罪に関する相談は増加の一途をたどっている上、依然としてサイバー犯罪の被害が後を絶たないことから、産学官の連携強化や仮想サイバー演習空間の整備により、サイバー犯罪への対処能力の強化を図る。

推進事項 (1)

サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成29年(度)の取組概要と成果

サイバー空間の脅威への対処に係る人材の育成

- ・ 警察署に対する巡回教養や学校教養等を通じて、職員の知識と対処能力の底上げを図った。
- ・ 最新の知見を有する有識者による講演の受講や研修等への参加、先進府県警察や民間事業者への捜査員の派遣・出向を通じて、専門的捜査員の育成を図った。
- ・ 情報化リーダー等研修会を複数回実施することで、情報セキュリティインシデントに対応できる能力及び指導・教養を行う知識・技能を有する職員の育成を図った。
- ・ 警察情報セキュリティに対して、ランサムウェア等の不正プログラムや不審メール等の攻撃が継続して発生していることから、その脅威に対する対処能力の強化を図るため、全所属に対するブラインド形式による標的型メール対応訓練を年6回実施した。

最新の知見を有する学術機関や民間事業者との連携

- ・ 三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザーや「サイバー空間の脅威に対する共同対処協定」を締結している情報セキュリティ企業と連携し、サイバー空間の脅威に関する最新の情報の提供、助言、指導を受けたほか、対処能力向上に向けた研修を実施した。



共同対処協定締結先の技術者による講演

- ・ 対処能力の強化を図るため、ウェブサイト改ざんによる情報セキュリティインシデント事案を想定し、三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザーによる指導の下、中部管区警察局情報通信部及び民間事業者との共同対処訓練を実施した。

平成30年(度)の取組方向

サイバー空間の脅威への対処に係る人材の育成

- ・ あらゆる機会を通じて全職員を対象とした教養を実施することで、知識の向上を図るとともに、民間研修の受講等により、高度な捜査に対応できる捜査員を育成する。

最新の知見を有する学術機関や民間事業者との連携

- ・ サイバー空間の脅威が深刻化していることから、最新の知見を有する学術機関や民間事業者との連携を深め、対処能力の向上を図る。

推進事項 (2)

サイバー空間の脅威に対する官民一体となった総合的な取組の推進【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成29年（度）の取組概要と成果

サイバー防犯ボランティアとの連携

- ・サイバー防犯ボランティアと連携し、サイバー犯罪被害防止に関する広報活動を行った。
- ・サイバー防犯ボランティアと連携した自殺関連情報対策を通じて、インターネット上で自殺を勧誘、誘引する情報をインターネット・ホットラインセンターに通報し、削除させる活動を行った。



サイバー防犯ボランティアによる広報活動

民間事業者等との連携

- ・サイバー犯罪対策アドバイザーや共同対処協定を締結した情報セキュリティ企業と連携し、ランサムウェアに関する注意喚起を行うなど、官民連携による啓発活動を行った。
- ・サイバーセキュリティ対策に関し、情報共有、情報発信、啓発活動等を行うことを目的とする産学官連携の枠組み「三重サイバーセキュリティ・アイザック（MieCS-ISAAC）」（16機関が参画）を発足させた。

平成30年（度）の取組方向

サイバー防犯ボランティアとの連携

- ・社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう気運の醸成に努め、新規のサイバー防犯ボランティアの確保、育成を図るとともに、研修会の開催や支援等を通じて、サイバー防犯ボランティアによる活動の活性化を図る。

民間事業者等との連携

- ・サイバー犯罪に的確に対処するため、最新の知見を有する学術機関、民間事業者等と連携し、県民への広報啓発等を一層強化するほか、三重サイバーセキュリティ・アイザックの機能強化を図り、情報共有と被害防止に向けた取組を推進する。

**推進事項
(3)**

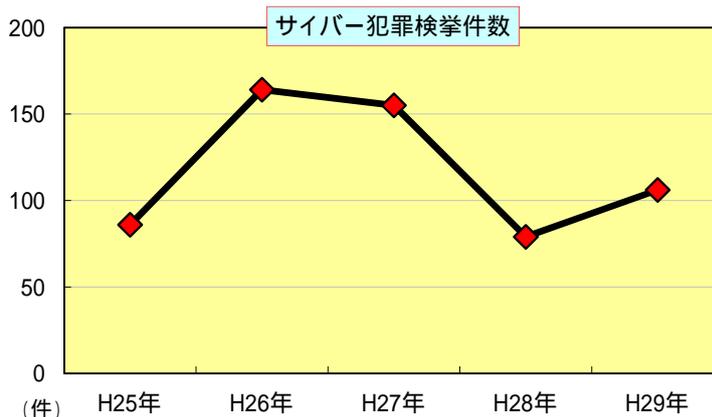
高度な情報技術を利用する犯罪に対する戦略的な捜査と被害拡大防止対策の推進

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

指標

サイバー犯罪の検挙件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
サイバー犯罪検挙件数	86件	164件	155件	79件	106件



平成29年（度）の取組概要と成果

高度な情報技術を悪用した犯罪の取締り強化と被害防止対策の推進

- 高度な情報技術を悪用した犯罪の取締りを推進し、専門性の高い犯罪である不正アクセス禁止法違反事件を1件検挙したほか、インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ法違反事件を13件検挙した。

専門的捜査員の育成

- 最新の知見を有する有識者による講演の受講、研修等への参加、先進府県警察や民間事業者への捜査員の派遣・出向、情報技術に関する資格取得の促進などを通じて、専門的捜査員の育成を図った。

平成30年（度）の取組方向

高度な情報技術を悪用した犯罪の取締り強化と被害防止対策の推進

- 他都道府県警察との合同・共同捜査を積極的に推進し、組織的な犯罪、社会的に影響の大きい犯罪など、悪質な事件に重点を置いた捜査を推進する。
- サイバー犯罪対策アドバイザー等と連携し、高度な情報技術を悪用した犯罪に対応した被害防止対策を講ずる。

専門的捜査員の育成

- 有識者による講演の受講、研修等への参加、先進都府県警察等への捜査員の派遣・出向、情報技術に関する資格取得の促進などを通じ、専門性の高い捜査員の計画的な育成を図る。

**推進事項
(4)**

**サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報
収集の強化**

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成29年（度）の取組概要と成果

サイバーパトロールによる情報収集

- ・サイバー防犯ボランティアと連携したコミュニティサイト等における児童被害防止対策を通じて、インターネット上の違法情報や有害情報の把握に努めた。

最新の知見を有する民間事業者等からの情報提供

- ・サイバー犯罪対策アドバイザーや共同対処協定を締結している情報セキュリティ企業から、サイバー空間の脅威に関する最新情報の提供を受け、情勢に応じた効果的な広報啓発等を行った。

平成30年（度）の取組方向

サイバーパトロールによる情報収集

- ・サイバーパトロールを通じて、サイバー犯罪の端緒情報等の把握に努めるとともに、把握した内容に応じた的確な対策を講ずる。

最新の知見を有する民間事業者等からの情報提供

- ・サイバー犯罪対策アドバイザー等と連携し、サイバー空間の脅威に関する情報の提供を受け最新の情勢の把握に努めるとともに、必要に応じて県民への情報発信等を的確に実施する。

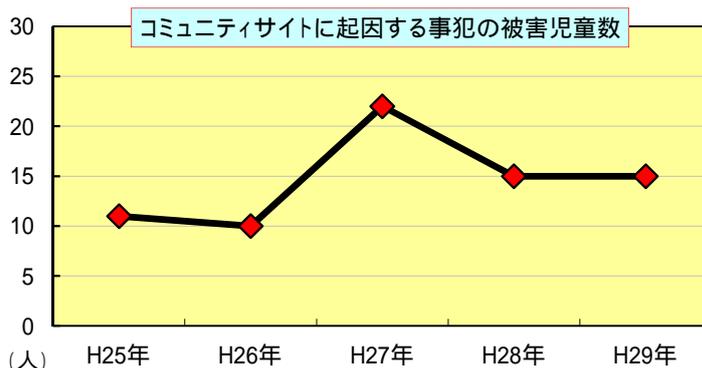
推進事項
(5)

コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進
【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

指標

コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
被害児童数	11人	10人	22人	15人	15人



平成29年（度）の取組概要と成果

サイバー犯罪被害防止教室の実施

- 児童がインターネットを通じて犯罪被害等に遭わないよう、関係団体と連携し、児童・生徒、PTA、教職員等に対するサイバー犯罪被害防止教室において、インターネットの正しい使い方や危険性を説明し、インターネットの利用に係る規範意識の向上を図った。



サイバー犯罪被害防止教室

広報啓発活動の推進

- インターネットの利用に伴う危険性について認識を高めるため、各種イベントや、テレビ等の広報媒体を活用した広報を実施した。

三重県警察サイバー防犯ボランティアと連携した活動

- サイバー防犯ボランティアと連携したコミュニティサイト等における児童被害防止対策を実施し、インターネット上の援助交際に関する書き込みの削除要請などの浄化活動を行った。

平成30年（度）の取組方向

サイバー犯罪被害防止教室の実施及び広報啓発活動の推進

- 少年や保護者を中心に、インターネットの危険性や適切な利用に関して、各種機会、広報媒体を活用した広報啓発活動を実施する。

三重県警察サイバー防犯ボランティアと連携した活動

- サイバー防犯ボランティアと連携し、規範意識向上のための広報啓発活動やサイバーパトロールによる環境浄化対策、援助交際に関するインターネット上の書き込みに対する削除要請など、子供の性被害に係る対策を推進する。

推進事項
(6)

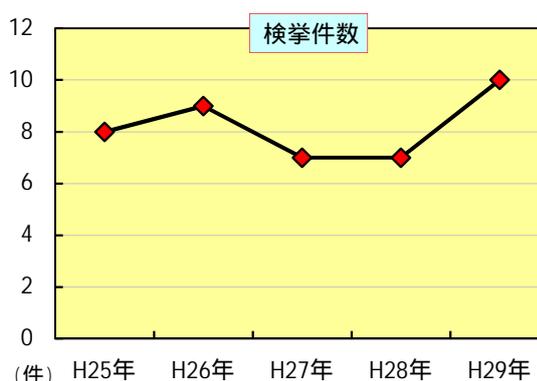
サイバー空間上の違法・有害情報対策の推進

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

指標

インターネットホットラインセンターからの違法情報の通報件数、検挙件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
通報件数	44件	50件	95件	23件	5件
検挙件数	8件	9件	7件	7件	10件



平成29年（度）の取組概要と成果

違法・有害情報対策の推進

- ・インターネット・ホットラインセンターと連携し、わいせつ画像などの違法情報の取締りや有害情報の削除等に取り組んだ。
- ・非行防止教室や研修会等を通じ、インターネットの利用に伴う具体的危険性、犯罪被害の実態、フィルタリングの重要性等について広報啓発活動を実施した。

フィルタリングの普及促進

- ・携帯電話事業者や販売店に対し、スマートフォン購入時の保護者等を対象に、フィルタリングの必要性について説明を徹底するよう指導、要請するとともに、非行防止教室や研修会等を通じ、フィルタリングの重要性の周知を図った。

平成30年（度）の取組方向

違法・有害情報対策の推進

- ・関係機関と連携したインターネットの利用に伴う危険性に関する教育・広報啓発を継続的に実施するなど、正しいインターネットの利用に関する規範意識の醸成に向けた対策を推進する。

フィルタリングの普及促進

- ・携帯電話事業者等に対し、18歳未満の少年が使用するスマートフォン等を販売する際の保護者に対するフィルタリングの必要性等の説明、フィルタリング有効化措置等の確実な実施を指導、要請するとともに、各種機会を通じてフィルタリングの重要性について周知を図る。

執行の 重点7

犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

【主担当：警務部】

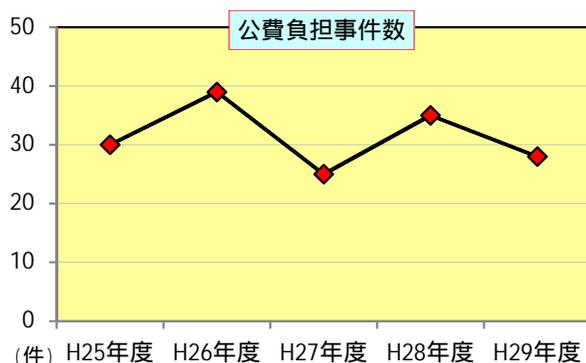
目的（対象、意図）

犯罪被害者及びその遺族又は家族の多くは、犯罪によって直接的な被害だけでなく、様々な二次被害を受けている。また、警察に寄せられる要望・相談等は複雑、多岐にわたり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれの大きいものも含まれる。このような情勢を踏まえ、諸対策を重点的に推進する。

指標

診断書料等の公費負担状況、被害者支援要員の運用件数

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
公費負担事件数	30件	39件	25件	35件	28件
被害者支援要員運用件数	315件	276件	288件	226件	217件



平成29年（度）の取組概要と成果、残された課題

- ・ 犯罪被害者等の経済的負担軽減対策として、犯罪被害により支払いを余儀なくされた治療費等の一部を公費で負担しており、平成29年度は28事件において、延べ69件を公費で負担した。
- ・ 犯罪被害者等への付添い、捜査の流れの説明、要望の聞き取りなどの直接的な支援を行う「被害者支援要員」を各警察署及び交通部高速道路交通警察隊の職員から指定しており、平成29年度は217件の運用をした。
- ・ 全国共通の短縮ダイヤル（8103）でつながる性犯罪被害相談電話の運用開始に伴い、被害者支援室に三重県警察性犯罪被害相談電話を設置し、24時間体制で対応を行っている。
- ・ 犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、関係する機関・団体がより一層連携を図りながら、取組の更なる強化を図る必要がある。

推進事項
(1)

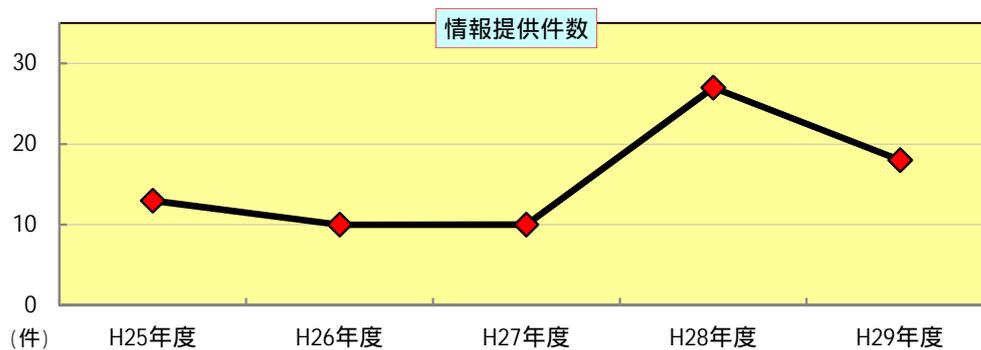
早期援助団体等との連携による犯罪被害者等のニーズに応じた適正な支援

【主担当:警務部広聴広報課】

指標

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
情報提供件数	13件	10件	10件	27件	18件



平成29年（度）の取組概要と成果

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供

- ・ 犯罪被害者等が速やかに支援を受けられるよう、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供を行っており、平成29年度は18件の犯罪被害者情報を提供した。

三重県犯罪被害者支援連絡協議会の開催

- ・ 関係機関・団体と協働した被害者支援活動が効果的に行えるよう「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、関係機関・団体が実施する支援の内容について情報共有を図った。

平成30年（度）の取組方向

関係機関・団体との連携強化

- ・ 三重県犯罪被害者支援連絡協議会の活性化、犯罪被害者等早期援助団体への適切な情報提供等、関係機関・団体の連携を一層強化し、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を行う。

被害者の手引の見直し

- ・ 関係機関・団体の支援情報を踏まえ、犯罪被害者等の利便に配慮した内容となるよう検討し、三重県警察作成の「犯罪被害にあわれた方へ（被害者の手引）」の内容の見直しを図る。

推進事項 (2)

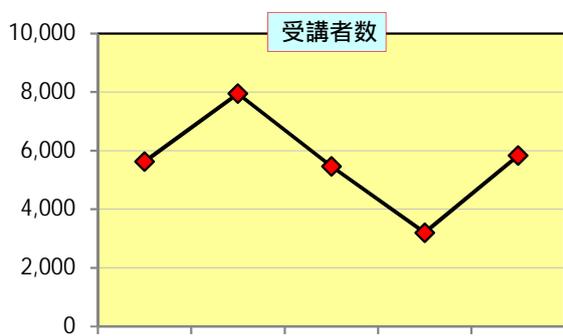
犯罪被害者等支援に対する県民の理解と協力の確保

【主担当：警務部広聴広報課】

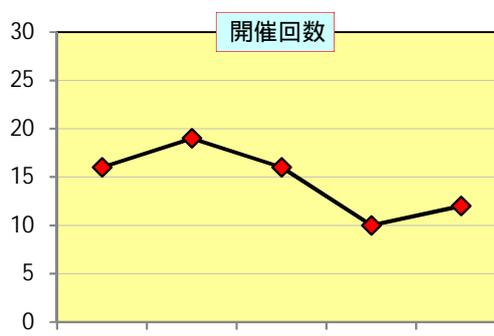
指標

「命の大切さを学ぶ教室」の開催状況

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
受講者数	5,630人	7,950人	5,470人	3,200人	5,835人
開催回数	16回	19回	16回	10回	12回



(人) H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度



(回) H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度

平成29年（度）の取組概要と成果

命の大切さを学ぶ教室の開催

- 犯罪被害者遺族が中学校、高等学校及び大学において、被害者の置かれている立場や遺族としての思いを語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催しており、平成29年度は12校において開催し、5,835人が聴講した。



命の大切さを学ぶ教室

「犯罪被害者支援を考える集い」の開催

- 犯罪被害者支援に関する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため「犯罪被害者支援を考える集い」を開催している。平成29年度は、先進的な取組をしている兵庫県明石市長と神戸連続児童殺傷事件被害者遺族による講演会を開催した。



犯罪被害者支援を考える集い

平成30年（度）の取組方向

社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成

- 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方々が犯罪被害者等を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者等の心情等を理解することが重要なことから、更に効果的な啓発活動を推進していく。

推進事項
(3)

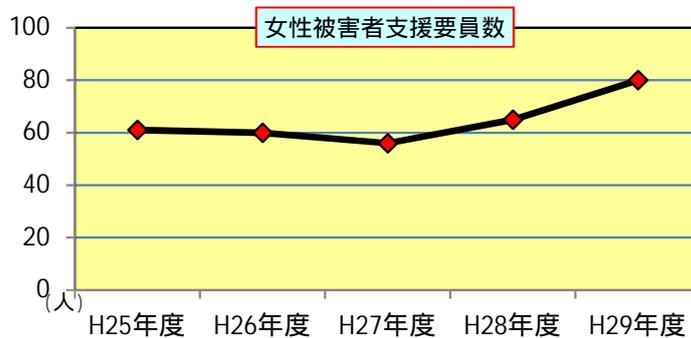
被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する
対応の強化

【主担当：警務部広聴広報課】

指標

被害者支援要員における女性の割合

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
女性被害者支援要員数	61人	60人	56人	65人	80人
女性の占める割合	25.8%	25.6%	23.9%	27.5%	32.8%



平成29年（度）の取組概要と成果

女性の被害者支援要員の運用

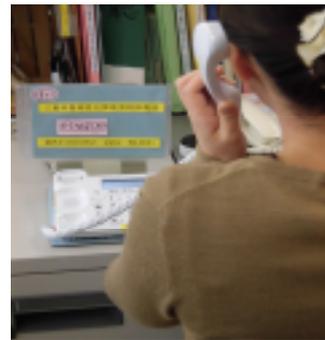
- 平成29年度指定した244名の被害者支援要員のうち80名(32.7%)が女性の支援員で、性犯罪事件の約72%で運用し、被害者の精神的ケアに努めた。

心理カウンセラーの活用

- 警察本部に配置している心理カウンセラーによるカウンセリングを積極的に実施するとともに、同意が得られた被害者の情報を公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに提供するなど、被害者等の精神的負担の軽減に努めた。

三重県警察性犯罪被害相談電話の開設・運用

- 性犯罪被害者等にとって利便性が高く、周知しやすい相談窓口として、三重県警察性犯罪被害相談電話を開設し、運用を開始した。



三重県警察性犯罪被害相談電話(イメージ)

平成30年（度）の取組方向

性犯罪相談専用電話の運用拡大

- 三重県警察性犯罪被害相談電話（059-224-8103、短縮ダイヤル#8103）については、開設後間もなく認知も広がっていないことから、あらゆる機会を通じ周知を図る。

関係機関・団体との連携

- ・引き続き、女性相談所、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者支援センターよりこ、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）等の関係機関・団体と連携し、性犯罪被害者等が相談しやすい環境の構築に努める。

施設、装備等の有効活用

- ・被害者のプライバシーに配慮した事情聴取、カウンセリング等を実施するため、施設への誘導に配慮するとともに、犯罪被害者支援用車両等の装備資機材を有効活用するなど、被害者が外部からの耳目を集めないよう配慮する。

被害者支援要員への女性の登用

- ・女性を対象とした犯罪被害者の心情に即した対応が行えるよう、被害者支援要員に女性警察職員を増やし、きめ細やかな対応ができるよう配慮する。

推進事項 (4)

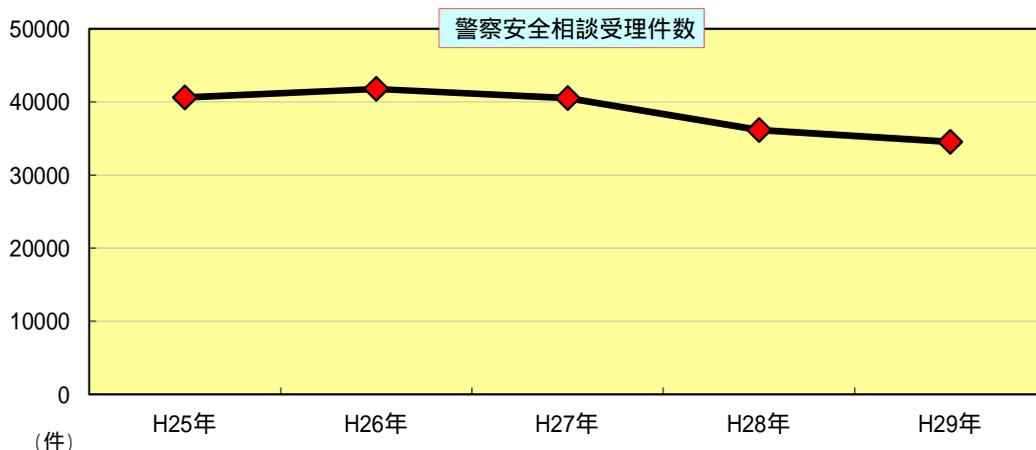
生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談等への迅速・確実な組織対応

【主担当:警務部広聴広報課】

指標

警察安全相談受理件数

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
受理件数	40,590件	41,769件	40,543件	36,169件	34,533件



平成29年（度）の取組概要と成果

相談受理時の的確な対応

- 各種会議、研修会、全警察署に対する巡回指導等の実施及び執務資料の発出により、生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談受理時の対応要領について指導・教養を徹底するとともに、緊急性が認められる相談については、関係部門と緊密な連携を図り被害の拡大防止に努めた。

相談システム改修による相談対応の充実

- 警察安全相談管理システムの照会機能等を有効活用し、相談内容の早期情報共有及び関連事案認知の際の効果的かつ組織的対応に努めた。

平成30年（度）の取組方向

相談受理時の迅速・確実な対応

- 生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談対応の重要性について、引き続き、研修会、巡回指導及び執務資料の発出等により指導・教養を徹底するとともに、関係部門との連携を図り、緊急性が認められる相談については、迅速かつ確実な対応を行う。

相談システムの活用による相談対応の充実

- 警察安全相談管理システムへの速やかで適切な相談情報の入力及び効果的な活用要領について指導・教養を徹底し、確実な情報共有と組織対応を図る。